

主な「受検の手引」販売先一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 (試験部)	〒 105-0011 東京都港区芝公園3-5-8	03-3433-1575
※ 同 施工技術総合研究所	〒 417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒 060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつけんビル5F	011-231-4428
同 東北支部	〒 980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒 950-0965 新潟市中央区新光町6-1 興和ビル9F	025-280-0128
同 中部支部	〒 460-0003 名古屋市中区錦3-7-9 太陽生命名古屋第2ビル7F	052-962-2394
同 関西支部	〒 540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4 谷町スリースリーズビル8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒 730-0013 広島市中区八丁堀12-22 築地ビル4F	082-221-6841
同 四国支部	〒 760-0066 高松市福岡町3-11-22 建設クリエイトビル4F	087-821-8074
同 九州支部	〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-4-30 いわきビル2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒 901-2122 浦添市字勢理客4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※ 同 北部支所	〒 905-1152 名護市字伊差川24-1	0980-53-1555

※を除き、郵送販売もしています。

令和8年度2級建設機械施工管理技術検定試験(第二次検定)

受 検 の 手 引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8

TEL 03-3433-1575 (平日9:30~12:00、13:00~17:30)

FAX 03-3433-0401 URL <https://jcmanet-shiken.jp/>

「受検の手引・申込用紙」共で1部1,000円(税込み)。郵送で請求のときは1~5部までの送料750円(税込み)。
落丁、乱丁はお取替えいたします。(不許複製)

建設業法に基づく建設機械施工管理技士となるための国家試験

令和8年度 建設機械施工管理技術検定試験

2級【第二次検定】受検の手引

受検資格の区分	受検資格の概要（令和10年度までは新旧受検資格のどちらでも受検できます）
新受検資格	次の①～③のいずれかの者 ① 1級第一次検定合格後、受検種別に関する施工の管理の実務経験が1年以上の者。 ② 2級第一次検定合格後、受検種別に関する施工の管理の実務経験が2年以上の者。 ③ 2級第一次検定の合格者であって、種別に関する建設機械を操作し建設工事を施工した実務経験が6年以上の者。
旧受検資格	2級第一次検定の合格者または2級技術検定の学科試験に合格した第一次検定の免除者であつて、最終学歴の学校を卒業後の実務経験が所定の実務経験年数を満たす者。
再受検者 ^{※注1)}	2級第一次検定の合格者であって、令和7年度までの2級第二次検定を受検し不合格となつた者、または2級技術検定の学科試験に合格した第一次検定の免除者であって、令和7年度の1回目の第二次検定を受検し不合格となつた者。

注1) 再受検者は、原則として、当協会ホームページからのインターネット申請による受検申込みになります。
詳細は当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」をご覧ください。
(インターネット申請は、本手引の購入の必要はありません。)^{※注4)}

受付期間 令和8年2月16日(月)～3月13日(金) ※締切日3月13日の消印まで有効

試験日 第二次検定(筆記)：令和8年6月21日(日)
第二次検定(実技)：令和8年8月下旬～9月中旬

【注意】

注2) この手引を最後までよく読み、記載の内容に同意をしたうえで受検の申込みをしてください。受検の申込みをした場合は、この手引の内容にすべて同意したものとみなします。

注3) 受検申込みの書類を提出後は、氏名および住所に係る変更以外の記載内容は変更できません。

注4) 購入された「受検の手引」はいかなる場合でも返金できません。

注5) 当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込み手続きの代行等を行っている者がありますが、当協会とは一切関係ありません。当協会では、ホームページやチラシに記載の受検の手引の販売窓口での手引販売について一部委託を行っているほかは、代行機関を一切設置していません。また、受検に関連する講習会等も行っておりません。

注6) 建設業法関係法令の改正等により受検の手引の記載の一部が変更となる場合があります。手引の販売後に変更となる場合は、当協会ホームページでお知らせします。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般
社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

2級建設機械施工管理技術検定について

建設機械施工管理技術検定試験は、一般社団法人日本建設機械施工協会が、建設業法第27条の2により国土交通大臣が指定する試験機関として、建設機械を使用して施工する建設工事に従事する技術者を対象に実施する技術検定試験です。

この試験は、建設機械施工管理に必要な建設機械の構造および機能や故障対応並びに施工管理法等の知識、建設工事の施工管理に必要な土木工学や法規の知識のほか、施工管理を行う技術者としての能力が所定の水準以上であるかを確認するものです。

この試験に合格し所定の手続きを行うことで、国土交通大臣から建設機械施工管理技術検定合格証明書が交付されます。また、第一次検定合格者は「2級建設機械施工管理技士補(第〇種)」、第二次検定合格者は「2級建設機械施工管理技士(第〇種)」と称することが認められます。

◎2級建設機械施工管理技士補(第一次検定の合格者)

* 2級建設機械施工管理第一次検定に合格した方は、「2級建設機械施工管理技士補(第〇種)」の称号を付与され、2級建設機械施工管理第二次検定の受検資格として必要な実務経験の要件を満たすことで、第一次検定の合格の翌年度以降に2級建設機械施工管理第二次検定を受検することができます。

◎2級建設機械施工管理技士(第二次検定の合格者)

* 2級建設機械施工管理第二次検定に合格した方は、「2級建設機械施工管理技士(第〇種)」の称号を付与され、建設業の許可に必要な有資格者になることができるほか、建設工事の施工現場における主任技術者としての資格が与えられます。ただし、土木工事業、とび・土工工事業および舗装工事業に係るものに限ります。

* 上記のほか、労働安全衛生法に定める特定自主検査および運転技能講習等について、その資格取得や免除等を受けることができます。詳細は、本手引をご覧ください。

2級技術検定受検資格の概要

※受検資格および実務経験の詳細は、本手引6頁からの「4.受検資格」および「5.実務経験」をご覧ください。

2級第一次検定受検資格

受検資格
受検年度の年度末において満17才以上となる者。

2級第二次検定受検資格(令和10年度までは新旧いずれの受検資格でも受検できます。)

新受検資格(令和6年度以降)	旧受検資格(令和10年度までの受検資格)
<p>次の①～③のいずれかを満たす者。ただし、実務経験は、当該種目の業種[*]に係る工事における建設機械施工に関するものに限る。</p> <p>① 1級第一次検定合格後、受検種別に関し1年以上の施工の実務経験を有する者。</p> <p>② 2級第一次検定に合格後、受検種別に関し2年以上の施工の実務経験を有する者。</p> <p>③ 2級第一次検定の合格者であって、種別に関する建設機械を操作し建設工事を施工した実務経験（当該施工の補助作業を含む。）が6年以上の者。</p>	<p>次の①および②の要件を満たす者。</p> <p>① 令和3年度からの2級第一次検定または平成28年度から令和2年度までの学科試験の合格者。</p> <p>② 学歴に応じた実務経験年数を満たす者。ただし、実務経験は、建設機械施工に関するものに限る。</p>

※：当該種目の業種：土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業をいう。

* 2級第一次検定の受検資格は、受検年令を満たせばどなたでも受検可能です。

* 2級第二次検定の新受検資格となる実務経験は、1級第一次検定合格後または2級第一次検定合格後の建設機械施工における「施工の管理」に関するもの、または2級第一次検定の合格者であって建設機械を操作し建設工事を施工したものに限られます。

* なお、経過措置により、令和10年度までは旧受検資格（令和5年度以前の受検資格）での受検もできます。旧受検資格は、最終学歴の学校を卒業後の建設機械施工に関する実務経験となります。

* 平成28年度～令和2年度までの学科試験合格者が、第一次の免除を受けて第二次検定を受検する場合は旧受検資格に限ります。

目 次

1. 資格取得までの流れと主な日程	1
2. 試験日程、試験地等	2
2.1 試験の日時	2
2.2 第二次検定(筆記)の試験地、時間割	2
2.3 第二次検定(実技)の試験地(予定)	2
2.4 試験地についての注意事項	2
3. 受検の申込み	3
3.1 受検者の区分	3
3.2 受検資格の確認	3
3.3 受付期間、提出先	4
3.4 受検手数料(非課税)	4
3.5 申込み手順と注意事項	4
3.6 受検票の送付(予定)	5
4. 受検資格	6
4.1 新受検資格による第二次検定の受検資格	6
4.2 旧受検資格による第二次検定の受検資格	7
5. 実務経験	10
5.1 主な用語の定義	10
5.2 対象となる建設工事等	11
5.3 建設機械施工の実務経験	12
5.4 他の種目等における実務経験との重複について	13
5.5 国外の実務経験の国土交通大臣による認定申請	13
6. 提出書類	14
7. 申込み書類の記載方法	17
7.1 受検申請書(A票)上欄の記載	17
7.2 受検申請書(A票(裏))の記載	21
7.3 2級技術検定全部免除申請書(B票)の記載	22
7.4 コンピュータ入力データ票(D票)の記載	23
7.5 写真票(E票)の記載	27
8. 実務経験証明書(C-a票)の記載方法【新受検資格】	29
8.1 実務経験の証明者	29
8.2 実務経験証明書作成の基本事項	29
8.3 実務経験証明書の様式	30
8.4 (C-a票)証明者、被証明者欄の記載	30
8.5 (C-a票)実務経験の記載	31
8.6 実務経験証明書への添付書類	34
8.7 実務経験証明書の提出ができない場合の代替措置	34
8.8 実務経験証明書のコピーの保存と利用について	34
9. 実務経験年月の算出方法【新受検資格】	35
9.1 工事ごとの実務経験の算出	35
9.2 所定の期間内の実務経験の算出	39
9.3 見込みの実務経験の証明	40
9.4 合計欄の記載	40
10. 実務経験証明書(C-b票)の記載方法【旧受検資格】	41
10.1 実務経験の証明者	41
10.2 実務経験証明書の様式	41
10.3 証明書の日付、証明者、受検申請者欄の記載	41
10.4 (C-b票)記載欄と記載内容	42
11. 実務経験年月の算出方法【旧受検資格】	45
11.1 オペレータまたは操作施工補助者としての実務経験	45
11.2 施工の管理に関する実務経験(専門工事の実務経験事例)	46
11.3 施工の管理に関する実務経験(土木一式工事の実務経験事例)	47
12. 試験方法および内容	49
12.1 試験方法	49
12.2 第二次検定(筆記)	49
12.3 第二次検定(実技)	49
13. 身体の不自由がある方の受検について	50
14. 申込み内容の変更、取り消し手続き	51
14.1 郵便物送付先住所の変更	51
14.2 氏名、本籍の変更	51
14.3 受検地の変更	51
14.4 受検の取り消し	51
15. 受検時の注意事項	52
15.1 第二次検定(筆記)	52
15.2 第二次検定(実技)	53
16. 不正行為の禁止および措置	54
16.1 試験中の不正行為	54
16.2 その他の不正行為	54
17. 合格発表、合否通知	55
18. 合格証明書の交付申請手続き	55
19. 合格者の処遇	56
19.1 建設業法に基づく資格	56
19.2 その他の資格等	56
20. 個人情報の取扱	57
21. よくある質問	58
(巻末)各種様式	
*国外の学歴(指定学科以外)の誓約書【様式1～2】	63
*国外の学歴(指定学科)の大蔵認定申請書【様式1～3】	65
*第二次検定受検資格確認申請書【様式】	69
*郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届【様式】	70
*2級建設機械施工管理技術検定受検取消届(第二次検定)【様式】	71
(参考)1級および2級第二次検定の受検資格に係る技術検定の合格年月日	72

1. 資格取得までの流れと主な日程



※第二次検定は、「筆記試験」と「実技試験」があり、両方とも合格基準に達した場合、第二次検定が合格となります。

2. 試験日程、試験地等

2.1 試験の日時

検定区分	試験日時
第二次検定(筆記) ^(注1)	令和8年6月21日(日) (14時00分までに入室のこと。)
第二次検定(実技) ^(注2)	令和8年8月下旬～9月中旬

(注1)：1級と2級の第二次検定(筆記)試験は同日の同じ時間帯で実施します。このため、1級と2級の第二次検定を同年度で受検することはできません。

(注2)：第二次検定(実技)の試験日時は、令和8年7月15日(水)に発送予定の受検票および実施案内に、受検者個々の試験日時を記載しております。受検者による試験日時の変更はできません。

2.2 第二次検定(筆記)の試験地、時間割

(1) 試験地(予定)^(注3～7)(下記試験地は、近郊都市を含む)

1 (北海道) 北広島市	2 (岩手県) 滝沢市	3 東京都	4 (新潟県) 新潟市	5 (愛知県) 名古屋市	6 (大阪府) 寝屋川市	7 (広島県) 広島市	8 (香川県) 高松市	9 (福岡県) 北九州市	10 (沖縄県) 那覇市

(2) 時間割

検定区分	入室時刻	ガイダンス等	試験開始～終了時刻
第二次検定(筆記)	14時00分	14時00分～14時15分	14時15分～14時55分

2.3 第二次検定(実技)の試験地(予定)^(注3～7)

次表において「○」印があるものが、検定科目の実技試験を行う試験地です。複数の種別を受検しようとする方で、その受検種別が1つの試験地にない場合は、種別ごとに希望する試験地を選択してください。

試験科目	試験地												
	1 (千歳市) 北海道	2 (仙台市) 宮城県	3 (下関市) 山口県	4 (栃木市) 栃木県	5 (埼玉市) 埼玉県	6 (小川市) 静岡県	7 (富士市) 富士市	8 (刈谷市) 愛知県	9 (明石市) 兵庫県	10 (小野市) 兵庫県	11 (広島市) 広島市	12 (高松市) 香川県	13 (高松市) 高松市
第1種 トラクター系建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2種 ショベル系建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3種 モーター・グレーダー操作施工法		○			○	○				○	○	○	○
第4種 締め固め建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第5種 舗装用建設機械操作施工法						○	○						
第6種 基礎工事用建設機械操作施工法						○		○					

2.4 試験地についての注意事項

(注3)：試験地は、受検の手引の作成時における予定です。会場の都合等により変更となる場合があります。確定した受検地は、受検票の発送日前に当協会ホームページによりお知らせします。

(注4)：試験地は、原則として受検の申込み時の受検希望地で調整しますが、第二次検定(実技)の試験地については、会場の都合により、希望する試験地とならない場合があります。

(注5)：第二次検定(実技)の試験地が複数箇所となる方は、それぞれ異なる日時での受検となります。

(注6)：第二次検定(実技)は、受検者ごとに受検地と日時が指定されます。必ず本人あての通知書で確認をしてください。同じ会社等に所属する場合も、受検者ごとに会場や日時が異なる場合があります。

(注7)：受検者による受検地の変更はできません。ただし、引っ越し等によるやむを得ない事情がある場合に受検地の変更が認められる場合があります。詳細は、「14.3 受検地の変更」をご覧ください。

3. 受検の申込み

3.1 受検者の区分

受検者は、次の(1)または(2)に示す一般受検者と再受検者に区分されます。

*一般受検者は、3.5項からの申込み手順に従い、必要な書類を準備のうえ申込みをしてください。

*再受検者は、原則として、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」から「インターネット申請」にアクセスして申込みをしてください。

*再受検者については、インターネット申請の困難な方に限り、本手引に同封の各用紙による書面での受検申込みを受け付けます。一般受検者による申込みに準じて申込みをしてください。

(1) 一般受検者

一般受検者は、次表に示す1級または2級第一次検定に合格した者、もしくは2級技術検定の学科試験の合格者であって、令和8年度に2級第二次検定を初めて受検する者をいいます。

	一般受検者の該当者	当時の受検番号
(a)	1級第一次検定の合格者	11******(令和3年度以降の受検者) 13******(令和3~5年度の受検者)
(b)	2級第一次検定の合格者	21******(令和3年度以降の受検者) 24******(令和3または4年度の受検者)
(c)	平成28~令和2年度の2級技術検定の学科試験の合格者(実地試験の未受検者に限ります。)	2******(学科試験・実地試験の受検者) 3******(学科試験のみの受検者) 4******(学科試験のみ(2回目)の受検者)

(2) 再受検者

再受検者は、令和7年度までの2級第二次検定を受検し不合格となった次の者をいいます。ただし、2級技術検定の学科試験の合格者は、令和7年度に2級第二次検定を初めて受検し不合格となった者に限ります。

	再受検者の該当者	当時の受検番号
(i)	令和3~5年度の「2級第二次検定のみ」を受検し、不合格となった者	22*0*****
(ii)	令和3~5年度の「2級第一次検定・第二次検定」を受検し、第一次検定に合格し、第二次検定を不合格となった者	23*0***** 23*2*****
(iii)	令和6年度の「2級第二次検定」を受検し、不合格となった者	22*0***** 22*1***** 22*2*****
(iv)	令和7年度の「2級第二次検定」を受検し、不合格となった者	22*0***** 22*1***** 22*2***** 32*5*****

◎再受検者のインターネット申請

インターネット申請	当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」 https://jcmanet-shiken.jp/
-----------	---

*インターネット申請は、受検手数料の払込方法などが書面による方法と異なります。詳細は、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」をご覧ください。受検申込みの受付期間、受検手数料、受検票の送付については、3.3項、3.4項、3.6項をご覧ください。

3.2 受検資格の確認

* 2級第二次検定は、1級または2級第一次検定の合格者が対象です。未合格者は、1級または2級第一次検定を受検してください。

*受検資格として、所定の実務経験の要件を満たす必要があります。本手引の「4. 受検資格」により、新受検資格または旧受検資格のいずれかを満たしていることを確認のうえ申込みをしてください。

3.3 受付期間、提出先

受付期間	令和8年2月16日(月)~3月13日(金) <small>(注1~2)</small>
提出先	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(注1) : 受付期間締切日当日(令和8年3月13日)の消印があるものまでが有効です。

なお、消印のないものは、締切日までに配達されたものまでは受けますが、締切日を過ぎたものは受けません。

(注2) : 3.5(3)項により、必ず本手引に同封の専用の封筒を使用し、郵便局窓口から簡易書留にて送付してください。

他の方法で送付した場合は、その申込みが無効となりますので注意してください。

3.4 受検手数料(非課税)

* 第二次検定の受検手数料は、1つの種別につき40,800円です。

* 3つ以上の種別を受検する場合は、40,800円に受検する種別数を乗じた金額です。

* 受検の手引に同封の「払込取扱票」を使用し、該当の金額を3.5(2)項に従って払い込んでください。

* 本受検手数料は、消費税法の基本通達により非課税となっています。インボイス対応の取引ではございません。

検定区分等	受検手数料	払込期限
第二次検定	1つの種別を受検	40,800円
	2つの種別を受検	81,600円

3.5 申込み手順と注意事項

(1) 提出書類の準備

* 受検の申込みに必要な提出書類は、本手引の「6. 提出書類」でご確認ください。(注3)

* 提出書類のうちA票、B票、C-a票、C-b票、D票については、原則として、当協会ホームページからダウンロードした書式により作成(入力)しプリントアウトした書類で提出してください。(注4)

(注3) : 提出書類の中には、受検者の顔写真、住民票、卒業証明書(旧受検資格による受検者に限る。)等、準備に時間を要するものもありますので、期間に十分な余裕をもって準備してください。

必要な提出書類の不足や記載事項に不備があると、受検できないことがあります。十分注意してください。

(注4) : 各書式のダウンロードが困難な方は、本手引に同封の用紙をご利用ください。

(2) 第二次検定受検手数料の払込み

* 本手引に同封の「払込取扱票」により、郵便局窓口で、受検申込みの受付期間中に払い込んでください。(注5)

* 払込み時に窓口で渡される「郵便振替払込受付証明書」の原本を、E票の貼付欄に貼り付けてください。(注6)

* 払込みをATMで行う場合は、「ご利用明細書」の原本をE票の貼付欄に貼り付けてください。(注6)

* 払込住所氏名の欄には、受検者本人の氏名を必ず記入してください。所属会社等の第三者が払い込む場合は、その者の住所氏名とともに、受検者本人の氏名を()書きで記入するようにしてください。

(注5) : 払込みは、必ず郵便振替により行ってください。インターネットや電信振替および現金書留等の方法では受付しません。

期限を過ぎて払込みをした場合は、受検の申込みを受付しません。払込みされた受検手数料は、試験事務手数料を差し引いた金額を7月中旬頃に現金書留により返還します。現金書留の送付先は、受検の申込み書類(D票)の郵便物送付先の住所とします。

(注6) : E票へ貼り付ける際は、はがれないように全面をのり付けしてください。

また、必ずコピーをとり保管してください。当協会から領収書の発行はいたしません。

(3) 申込書類の提出(郵送)

- * 申込書類一式を、受検の手引に同封の申込み専用の封筒に入れ、郵便局の窓口で簡易書留により郵送してください。
(注7～9)
- * 必要な提出書類については、「[6. 提出書類](#)」の提出書類一覧を参照してください。
- * 申込みは、受検者ごとに1つの専用封筒としてください。
1つの封筒に複数者の申込書類が入っている場合は、受付しません。
- * 申込書類は、[3.3項](#)の受付期間内に当協会試験部あてに送付してください。
- * 受付した申込書類は返却しません。提出いただいた書類は、当協会の規定により、所定の保存期間を経過後速やかに溶解処分いたします。
受付しない申込書類については、直接持参の場合を除き料金受取人払いにより返送いたします。
- * 申込書類の審査の結果、欠格等により受検申込みが不受理となった者には、第二次検定の受検手数料から、試験事務手数料を差し引いた金額を7月中旬頃に現金書留により返還します。現金書留の送付先は、D票に記載の郵便物送付先の住所とします。
- (注7)**：必ず専用の封筒を使用し、簡易書留により提出してください。これ以外の方法での提出は、直接持参による提出も含め受付しません。
- (注8)**：ポストへの投函は絶対にしないでください。
配達状況の確認ができないほか、普通郵便として投函した場合、料金不足で配達されずに差出人に返送される場合があります。
- (注9)**：簡易書留の配送状況は、「書留・特定郵便物等受領証」に記載の「お問い合わせ番号」により、日本郵便のホームページ等で確認してください。当協会への問合せでは郵便物の配達状況を確認することはできません。

(4) 申込み内容の変更、受検の取り消し手続き

- * 申込書類の提出後、郵便物の送付先住所等に変更が生じた場合や、受検の取り消しを行う場合は「[14. 申込み内容の変更、取り消し手続き](#)」により、変更または取り消し手続きを行ってください。
- * 受検地の変更は、原則として認めません。転勤等により居住地が変わる場合に変更が認められる場合があります。詳細は、[14.3項](#)をご覧ください。

3.6 受検票の送付(予定)

- * 受検票の送付は次表を予定しています。備考欄の記載の日までに届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問合せをしてください。なお、郵便事故等による不備については、当協会は責任を負いません。
- * 試験会場は、受検票に記載しています。また、受検票発送予定日の2週間前頃を目安に、当協会ホームページでお知らせします。
- * 第二次検定(実技)については、試験会場とともに試験の日時(午前・午後の別)をお知らせします。試験の日時については、受検者の都合による変更は一切認められません。

検定区分	受検票発送予定日	備考(配達されない場合の問い合わせ)
第二次検定(筆記)	令和8年5月29日(金)	令和8年6月5日(金)午前中までに届かない場合
第二次検定(実技)	令和8年7月15日(水)	令和8年7月22日(水)午前中までに届かない場合

4. 受検資格

第二次検定の受検資格の資格要件は、令和6年度からの新制度による資格要件(以下「新受検資格」という。)と経過措置による資格要件(以下「旧受検資格」という。)に区分されます。

- * 令和10年度までは新旧どちらの受検資格でも受検できます。以下を参考に、新旧いずれかの資格要件を満たすことを証する実務経験証明書とともに受検申込みをしてください。
- * 平成28年度～令和2年度までの2級技術検定の学科試験の合格者は、旧受検資格に限ります。
- * 新受検資格と旧受検資格では、実務経験の内容や範囲および証明方法が異なります。各受検資格の特徴は次表のとおりです。実務経験の詳細については「[5. 実務経験](#)」をご覧ください。
- * 新旧どちらの受検資格で受検しても、次回からは再受検者として、2級第二次検定を合格するまで受検することができます。

新受検資格	旧受検資格
◎これまでの実務経験が少ない方は、新受検資格とすることで、1級第一次検定合格後1年、または2級第一次検定合格後2年で受検できます。	◎これまでの実務経験が十分な方は、1級または2級第一次検定合格後の翌年度から受検できます。
①実務経験は、施工の管理に関するものに限ります。オペレータ等の経験を実務経験とすることもできますが、その場合、旧受検資格での受検の方が有利です。	①実務経験は、施工の管理のほかオペレータ等の経験も対象ですが、高校卒以上の学歴の方は、卒業証明書が必要です。
②実務経験の証明は、原則として、従事した工事ごとに証明者による証明が必要です。	②実務経験の証明は、原則として、該当する実務経験の期間を一括して証明することができます。
③証明者は、原則として、実務経験時の受検者の所属先の代表者、または受検者が従事した工事の監理技術者等として配置された技術者になります。	③証明者は、原則として、受検者が現在所属する所属先の代表者によるものとします。現在の所属先がない者は、受検者自身を証明者とできます。

4.1 新受検資格による第二次検定の受検資格

新受検資格は、当該種目の技術者資格に対応する土木工事業、とび・土工工事業または舗装工事業(5.2項に示す建設工事に相当する工事等を含む。以下「当該種目の工事業」という。)の工事に係る受検種別の建設機械施工^{※1}に関する実務経験について、次表に示す資格要件の区分(I)～(III)のいずれかを満たす必要があります。

(注) 区分(I)および(II)は、第一次検定の合格発表日以降の実務経験に限られます。

区分(III)は、最終学歴が高校卒業以上となる者は、旧受検資格の方が必要とする実務経験年数が短くなります。

区分	資格要件
区分(I)	1級第一次検定合格後、受検種別に関する1年以上の施工の管理の実務経験 ^{※2} を有する者
区分(II)	受検種別の2級第一次検定合格後、受検種別に関する2年以上の施工の管理の実務経験 ^{※2} を有する者
区分(III)	受検種別の2級第一次検定の合格者であって、受検種別に関する6年以上の建設機械操作施工 ^{※3} (当該施工の補助作業を含む。)の実務経験を有する者(2級第一次検定合格前のものを含む。)

※1	「5.3 建設機械施工の実務経験」に示す第1種～第6種までの建設機械を使用し施工する建設工事(建設業法における建設工事のほか、「5.2 対象となる建設工事等」に示す建設工事に相当する工事を含む。)をいいます。
※2	建設機械施工 ^{※1} にあたり、その施工計画の作成および当該工事の工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等の業務に直接的に関わる技術上の職務経験(業務として行われたものに限る。)をいいます。
※3	オペレータまたはその補助者として建設機械による施工を行った経験(業務として行われたものに限る。)をいいます。

4.2 旧受検資格による第二次検定の受検資格

旧受検資格は、当該種目に関する実務経験として、建設工事における建設機械施工^{※1}に従事した実務経験が、学歴や保有する資格に応じて、次の区分(イ)～(ニ)のいずれかを満たす方となります。

第一次検定合格前の実務経験が十分な方は、第一次検定合格の翌年度に第二次検定を受検できます。

(1) 学歴に応じた実務経験年数

区分	最終学歴 ^{※2}	必要とする資格要件(卒業後とは、最終学歴の学校の卒業後をいう。)	
		指定学科 ^{※3}	指定学科以外 ^{※3}
(イ)	学校教育法による ・大学卒業者 ・専門学校卒業者(高度専門士)	卒業後、受検しようとする種別に6月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が1年以上	卒業後、受検しようとする種別に9月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が1年6月以上
(ロ)	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門学校卒業者(専門士)	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後、受検しようとする種別に1年6月以上の実務経験 ② 卒業後、受検しようとする種別に1年以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が2年以上	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後、受検しようとする種別に2年以上の実務経験 ② 卒業後、受検しようとする種別に1年6月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が3年以上
(ハ)	学校教育法による ・高等学校卒業者 ・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者 (高度専門士・専門士を除く)	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後、受検しようとする種別に2年以上の実務経験 ② 卒業後、受検しようとする種別に1年6月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が3年以上	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後、受検しようとする種別に3年以上的実務経験 ② 卒業後、受検しようとする種別に2年3月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が4年6月以上
(ニ)	その他の者 (最終学歴が中学校卒業者)	次のいずれかの実務経験 ① 卒業後、受検しようとする種別に6年以上の実務経験 ② 卒業後、受検しようとする種別に4年以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が8年以上	

※1	「5.3 建設機械施工の実務経験」に示す第1種～第6種までの建設機械を使用し施工する建設工事(建設業法における建設工事のほか、「5.2 対象となる建設工事等」に示す建設工事に相当する工事を含む。)をいいます。
※2	最終学歴は、実務経験の前に卒業した学校となります。定時制または通信制の学校に在学中の経験や入学前の経験を実務経験とする場合は、その実務経験の前に卒業した学校を最終学歴としてください。
※3	指定学科は、「受検の手引(別冊)」の指定学科・専修学校等一覧でご確認ください。この別冊に記載された学科以外のものが「指定学科以外」になります。

(2) 区分(イ)～(ニ)に係る学歴について

* 高校以上の学歴の者は、受検申込みの際に卒業証明書(原本)の提出が必要です。

大学卒業者	① 大学院の卒業者は、進学前の卒業した大学を最終学歴としてください。 ② 大学院に飛び入学された方は、その専攻に該当する大学の学科を卒業した者と同じに扱われます。 ③ 大学改革支援・学位授与機構により学位の授与を受けた方は、その専攻区分に応じた大学の学科を卒業した者と同じに扱われます。 ④ 国外における学士の学位に相当する学歴を有する方は、大学(指定学科以外)を卒業した者と同じに扱われます。 上記の方は、「6. 提出書類」の※6により、該当する卒業証明書等を提出してください。
専門学校卒業者 (高度専門士)	高度専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が4年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。 上記の方は、「6. 提出書類」の⑨卒業証明書とともに、高度専門士の称号を証する書類を提出してください。
短期大学卒業者	短期大学卒業者には、旧専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。

専門学校卒業者 (専門士)	専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が2年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。 上記の方は、「6. 提出書類」の⑨卒業証明書とともに、専門士の称号を証する書類を提出してください。
------------------	---

高等学校卒業者	国外の学校教育において12年目の課程を修了した方は、高校(指定学科以外)を卒業した者と同じに扱われます。「6. 提出書類」の※6により、卒業証明書の原本、卒業証明書の和訳(自己での和訳可)および誓約書(64頁の様式)を提出してください。 このほか、高等学校卒業者には、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。また、次の①～⑦の試験の合格者または卒業者は、高等学校の指定学科以外の卒業者となります。 ① 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験 ② 旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定 ③ 旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定 ④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験 ⑤ 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校の尋常科 ⑥ 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校本課 ⑦ 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者。
---------	---

(3) 国外の学歴(指定学科)の大臣認定申請

国外の学歴を指定学科として受検申請する場合は、当該学歴について国土交通大臣の認定を受ける必要があります。事前に当協会試験部へ連絡したうえで、下記の1～8の書類を、受検申込み書類と合わせて提出してください。

	必要書類等	指定様式	掲載頁
1	技術検定受検資格認定申請書(国外学歴)	(様式1)	65頁
2	卒業証明書(原本に限る。コピーは不可) ※和訳および和訳の公証手続きが必要です。		
3	成績証明書(原本に限る。コピーは不可) ※和訳および和訳の公証手続きが必要です。		
4	成績証明書	(様式2)	66頁
5	履歴書	(様式3)	68頁
6	身分証明書(日本国籍の方のみ提出) ※運転免許証のコピー、住民票等		
7	在留カードのコピー(外国籍の方のみ提出)		
8	提出書類の返却用封筒(申請者の負担により受取できる方法のもの) ※証明書(原本)の返却を希望する場合のみ。		

(注1)：大臣認定申請にあたっては、実務経験年数が「4. 受検資格」の区分(イ)～(ニ)の最終学歴が大学または高校の指定学科における要件のいずれかを満たす必要があります。この要件を満たさない場合は、認定審査の対象外となります。

(注2)：大臣認定対象の学科は、「受検の手引(別冊)」の1頁の表にある指定学科に相当する学科です。国土交通省の審査の結果によっては、受検資格が得られないことがあります。

(注3)：卒業証明書および成績証明書は、必ず原本を提出してください。また、外国語の書類については、和訳および和訳の公証手続きが必要となります。

① 大臣認定申請の方法について

認定申請は、当協会へ事前に連絡し、受検申込みの受付期間中に、受検申込みの書類と合わせて、受検申込みの専用の封筒により簡易書留で送付してください。

* 送付にあたっては、受検申込み用の専用封筒の左上にある「国外の学歴(指定学科)認定申請書在中」の欄を、太めのサインペン等により○で囲んで提出してください。

*専用の封筒に認定申請書類の在中を示す○囲みがない場合、同封された書類確認に遅れが生じ、国土交通大臣の認定が間に合わず受検できない場合がありますので注意してください。

当協会試験部への事前連絡がない場合、受付期間以外の送付の場合、専用の封筒以外での送付の場合、簡易書留以外での送付の場合は、認定申請は受付しません。

② 卒業証明書および成績証明書の原本の返却を希望する場合について【国外の学歴(指定学科)のみ】

国外の学歴(指定学科)の認定申請のための卒業証明書および成績証明書の原本の返却を希望する場合は、各証明書の原本のほか、原本の写しも合わせて提出してください。

*返却のための届け先を記入した返送用封筒を必ず同封してください。

*同封する返送用封筒は、A4レターパックプラス、簡易書留分の料金の切手を貼った封筒など、送料を申請者が負担する方法のものとしてください。返送用封筒がない場合は返却しません。

*国土交通省および当協会は、返送の際の郵便事故の責任は負いません。返却を希望する書類については、申請者の責任において必要な補償のついた送付方法を選択してください。

卒業証明書等の返却は、国外の学歴(指定学科)の国土交通大臣への認定申請の場合に限ります。通常の受検申請において提出する卒業証明書等は返却しません。

③ 認定結果について

国土交通省からの申請者への認定書の交付は行われません。指定学科として認定された場合は、当協会からの受検票の送付をもってお知らせします。

審査の結果、指定学科の認定が認められない場合は、国土交通省からの通知を受け、当協会から受検資格要件が満たされないため受検ができない旨をご連絡します。この場合、②により証明書(原本)の返却を求めた方に原本が返送されますが、受検申込み書類については返却しません。

④ 受検票の保管について

受検票は、指定学科の大蔵認定を証する書類として、再受検をする場合に必要となりますので、検定試験に合格するまで大切に保管してください。

受検票を紛失された場合の再交付はしません。再受検する場合は、改めて指定学科の大蔵認定申請をする必要があります。

⑤ その他

申請に必要な書類の(様式1)～(様式3)については、国土交通省ホームページから書式をダウンロードできます。証明書の和訳の公証についても、このホームページに案内がありますので、参照してください。

<国土交通省ホームページ> 国土交通省トップ > 政策情報・分野別一覧(土地・不動産・建設業) > 建設業関係(技術者制度・技術検定制度) > 受検資格認定申請 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_frl_000001_00026.html	
---	--

5. 実務経験

建設機械施工管理技術検定における実務経験は、「5.2 対象となる建設工事等」に該当する工事での「5.3 建設機械施工の実務経験」をいいますが、新受検資格と旧受検資格で対象となる建設工事や実務経験の内容が異なります。受検申込みにあたっては十分に注意してください。

5.1 主な用語の定義

本手引において、本項以降の実務経験に関する用語の定義は次のとおりとします。

建設工事	建設業法第2条に定められた表-1の上段に示す29種類の工事をいいます。
小規模建設工事	建設業法による建設業の許可を必要としない軽微な建設工事 [*] をいいます。 ※工事1件の請負代金の額が、建築一式工事は1,500万円未満、その他の工事は500万円未満の工事。
一式工事	建設工事のうち、土木一式工事および建築一式工事をいいます。
専門工事	建設工事のうち、一式工事を除く27種類の工事をいいます。
建設業を営む者	建設工事を継続的、反復的に請け負う者をいいます。
許可建設業者	建設業法による建設業の許可を受けて建設業を営む者をいいます。
小規模建設業者	小規模建設工事の建設業を営む者をいいます。
当該種目の工事業	表-1の下段に()書きで示す29種類の工事業のうち、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業をいいます。
建設機械施工	表-2に示す第1種～第6種の建設機械による施工をいいます。

表-1 建設業法第2条における工事の種類と業種区分

1. 土木一式工事 (土木工事業)	11. 鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	21. 热絶縁工事 (热絶縁工事業)
2. 建築一式工事 (建築工事業)	12. 鉄筋工事 (鉄筋工事業)	22. 電気通信工事 (電気通信工事業)
3. 大工工事 (大工工事業)	13. 舗装工事 (舗装工事業)	23. 造園工事 (造園工事業)
4. 左官工事 (左官工事業)	14. しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	24. さく井工事 (さく井工事業)
5. とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	15. 板金工事 (板金工事業)	25. 建具工事 (建具工事業)
6. 石工事 (石工事業)	16. ガラス工事 (ガラス工事業)	26. 水道施設工事 (水道施設工事業)
7. 屋根工事 (屋根工事業)	17. 塗装工事 (塗装工事業)	27. 消防施設工事 (消防施設工事業)
8. 電気工事 (電気工事業)	18. 防水工事 (防水工事業)	28. 清掃施設工事 (清掃施設工事業)
9. 管工事 (管工事業)	19. 内装仕上工事 (内装仕上工事業)	29. 解体工事 (解体工事業)
10. タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	20. 機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	

表-2 建設機械の種別と施工の内容

検定科目(種別)	内 容	
第1種 トラクター系建設機械	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工	
第2種 ショベル系建設機械	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工	
第3種 モーター・グレーダー	モーター・グレーダーによる施工	
第4種 締め固め建設機械	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工	
第5種 蓋装用建設機械	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工	
第6種 基礎工事用建設機械	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工	

※本表以外のホイールクレーン、コンクリートポンプ車、ダンプトラック等は、当該検定の建設機械の対象外です。

5.2 対象となる建設工事等

建設機械施工管理種目の実務経験となる建設工事は、次の①～⑤のいずれかに該当するもの(以下「建設工事等」とします)。

- ① 当該種目の工事業の許可建設業者が請け負い行う建設工事。
- ② 当該種目の工事業の小規模建設業者が請け負い行う建設工事。
- ③ 当該種目の工事業以外の許可建設業者が、請負工事に付帯する工事を、「専門技術者^(注1)」を置いて自ら行う当該種目の工事業の建設工事。
- ④ 当該種目の工事業以外の許可建設業者が請け負い行う工事の建設機械施工に該当する建設工事^(注2)。
- ⑤ その他、次の(1)～(3)に示す建設工事に相当する工事であって、当該種目の工事業の工事。

(注1)：許可を受けた工事業の工事に付帯する工事を請負者が自ら施工する場合、その工事の施工の管理をつかさどる者として配置しなければならない監理技術者や主任技術者の資格を有する者をいいます。

(注2)：造園工事業の許可建設業者が、造園工事として請け負う工事の中で土砂の掘削や埋め戻し等の建設機械施工を行った場合等で、当該建設機械施工の期間が実務経験の対象となります。

(1) 建設工事に相当する工事等【新旧受検資格共通】

- ① 建設業の許可を有する者が国外で施工した建設工事に相当する工事。
- ② 国や地方自治体等が発注する役務の提供に係る土木建築に関する工事に相当する業務であって、その発注仕様で、当該業務における業務管理を建設工事における監理技術者または主任技術者に相当する技術者が行うことを義務づけたもの。
- ③ 国または地方自治体等が自ら管理し施工する工事等(相当する作業を含む。)。
- ④ 国土交通大臣が受検資格の実務経験と同等以上の工事と認定したもの(認定通知を受けたものに限る。)。

(2) 建設工事に相当する工事等【新受検資格に限るもの】

- ① 自社ビルの建設や構内整備等の建設業許可を必要としない自社の事業目的のための土木建築に関する工事。ただし、建設工事における監理技術者または主任技術者に相当する技術者が施工の管理を行うものに限る。

(3) 建設工事に相当する工事等【旧受検資格に限るもの】

- ① 國土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練(次表のとおり。)

国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧

所在地	施設名	訓練科	準拠しているカリキュラム規定(職能法省令別表)	実務経験とみなす期間
熊本県	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程 建設機械運転科	熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程 建設機械運転科	建設機械運転科	5ヶ月
鹿児島県	鹿児島県立吹上高等技術専門校 普通課程機械整備系 建設機械整備科	鹿児島県立吹上高等技術専門校 普通課程機械整備系 建設機械整備科	建設機械整備科	1年

(注3)：受検資格において種別の実務経験とする場合は、職業訓練の期間は「他の種別の実務経験年数」となります。

(注4)：職業訓練を実務経験とする場合は、訓練修了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを実務経験証明書とともに必ず提出してください。

5.3 建設機械施工の実務経験

建設機械施工の実務経験は、建設機械施工に関する技術上の職務経験をいい、次の「(1)施工の管理に関する実務経験」と「(2)建設機械操作施工に関する実務経験」に区分されます。

*新受検資格の実務経験は(1)に限られます。

*建設機械施工の実務経験は、技術者^(注5)として建設工事等に従事した経験のほか、発注者の技術者^(注5)としてまたは工事監理業務の受託者の技術者^(注5)として行う工事監理の業務(いずれも施工の管理に関する実務経験に限る。)も対象とします。

(注5)：技術者は、直接の雇用者のほか、この建設工事等に従事する派遣技術者または在籍型出向者も含みます。ただし、工事監理業務においては、請負契約の履行に関し工事現場に置く監督員として、発注者が請負者に書面などにより通知した者に限ります。また、発注者および工事監理業務の受託者の技術者は、建設業許可を有する者が請け負った工事に関するものに限ります。

(1) 施工の管理に関する実務経験【新旧受検資格(共通)】

当該種目の工事業に関する建設工事等の建設機械施工にあたり、業務として行われた、工事の施工計画の作成および当該工事の工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験であって、次の①～③のいずれかの経験をいいます。

①請負者側の技術者として、施工の管理に従事した経験。

②発注者の技術者として、許可建設業者が請け負った建設工事の施工の指導または監督の業務に従事した経験。

③工事監理業務の受託者の技術者として、建設業許可を有する者が請け負った建設工事の工事監理を行った経験。

(注6)：主任技術者や現場監督等の立場で施工の管理を行った経験のほか、これらの者のもとで担当者として施工の管理に関する業務に従事した経験をいいます。

＜以下の業務は、当該種目の施工の管理の実務経験となりません。＞

- ・土の掘削、コンクリート打設、型枠工等の実際の労務作業に従事する業務
- ・自動車や歩行者等の交通の安全確保のための監視・誘導等の業務
- ・工事着工前の基本設計や実施設計等の設計業務および設計業務に係る測量・調査・積算等の業務
- ・官公庁における行政および行政指導の業務
- ・研究所、学校等における研究、教育および指導等の業務
- ・現場事務、営業等の業務
- ・アルバイトによる業務および雑役務等の業務
- ・その他、建設機械施工に関わらない業務

(2) 建設機械操作施工に関する実務経験【新受検資格の区分(III)、旧受検資格】

オペレータまたはその補助者として建設機械による施工を行った経験(業務として行われたものに限る。以下「建設機械操作施工に関する実務経験」といいます。)

補助者としての経験は、建設機械施工の補助作業として実施する土の掘削・埋め戻し等の人力作業も含まれますが、建設機械施工に該当しない工事等での人力作業は対象外です。また、単純な見張りや交通誘導といった作業も対象外です。

5.4 他の種目等における実務経験との重複について

*土木施工管理技術検定などの他の種目の受検資格となる実務経験についても、その内容が前項までの実務経験に該当する場合は、建設機械施工管理種目の実務経験とすることができます。また、その実務経験を他の技術検定種目の実務経験とすることができます。

*今回提出される実務経験証明書の内容と、他の技術検定種目または過年度の建設機械施工管理種目の受検における実務経験証明の内容とに矛盾がある場合、その実務経験証明のいずれかまたはすべてが虚偽記載となり行政処分の対象となることがあります。

5.5 国外の実務経験の国土交通大臣による認定申請

*建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事以外は、国土交通大臣に個別に申請し認定書の交付を受ける必要があります。詳細は下記にお問い合わせください。

(認定に関する問合せ先) : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係
TEL: 03-5253-8111(代表) FAX: 03-5253-1553

6. 提出書類

提出書類は、次表のとおりです。一般受検者は、新受検資格とするか旧受検資格とするかにより実務経験証明書等の提出書類が異なります。再受検者は、インターネット申請が困難な者に限り、次表の書類を提出して受検申込みをしてください。

申込みにあたっては、「4. 受検資格」および「5. 実務経験」により受検資格を新旧いずれにするかを選択したうえで、申込み期限までに必要な書類を揃えて受検申込みをしてください。

なお、提出書類のうち①～⑤のA票～D票については、原則として、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」からダウンロードした書式により作成(入力)し、所定のサイズでプリントアウトした書類としてください。

提出書類一覧

提出書類	一般受検者		再受検者
	新受検資格の実務経験	旧受検資格の実務経験	
① 2級建設機械施工管理(第二次検定)受検申請書	A票	○	○
② 2級技術検定全部免除申請書（平成28年度～令和2年度までの学科試験合格者のみ※1）	B票	×	△
③ 実務経験証明書【新受検資格の実務経験証明】(※2)	C-a票	○	×
④ // 【旧受検資格の実務経験証明】(※3)	C-b票	×	○
⑤ コンピュータ入力票	D票	○	○
⑥ 写真票(写真・郵便振替払込受付証明書を貼付したもの。)	E票	○	○
⑦ 住民票(※4)	—	○	○
⑧ 1級または2級第一次検定(平成28年度～令和2年度までの学科試験を含む。)の合格を証する書類(※5)	—	○	○
⑨ 卒業証明書(受検資格要件の最終学歴が高校卒以上となる者のみ(※6))	—	×	○
⑩ 「高度専門士」または「専門士」の称号を証する書類(※7)	—	×	△
⑪ 所属先が建設工事に相当する工事を行っていることを証する書類(※8)	—	△	×
⑫ 受検者が派遣先で実務経験に従事したことが確認できる書類(派遣元の代表者が実務経験証明を行う場合)(※9)	—	△	×
⑬ 國土交通大臣の認定した国外の学歴または実務経験の認定通知の写し(※10)	—	△	△
⑭ 再受検者の資格を有することを証する書類(※11)	—	×	×
⑮ 第二次検定受検資格確認申請書および定額小為替(1,000円)(※12)	—	△	△
⑯ 証明者による実務経験証明書に代わる実務経験を証する書類(※13)	—	△	×

凡例 ○：提出が必要な書類

×：提出が不要となる書類または該当しない書類

△：該当者のみ必要となる書類

受検者の区分	必須の提出書類	該当者のみの提出書類
新受検資格の実務経験での受検	①、③、⑤、⑥、⑦、⑧	⑪、⑫、⑬、⑯
旧受検資格の実務経験での受検	①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨ ^(注)	②、⑩、⑬、⑯
再受検者としての受検	①、⑤、⑥、⑦、⑯	②、⑯

(注) 資格要件の最終学歴が高校卒業以上となる者が対象。

※1	平成28年度～令和2年度までの2級建設機械施工技術検定学科試験の合格者で、今回1回目の第二次検定を受けようとする者は、⑧の書類とともに提出してください。	※7	専門学校の卒業者で「高度専門士」または「専門士」に該当する方が提出する書類です。 ＊ただし、卒業証明書にその称号が記載されている場合は提出の必要はありません。
※2	4.1項の新受検資格の区分(I)～(III)のいずれかで受検申込みする場合の実務経験証明書です。 ＊受検区分に応じた実務経験年月を満たしていることを、証明者による証明書として提出してください。 ＊区分(I)および(II)の実務経験は、1級または2級第一次検定の合格後の施工の管理に関する実務経験に限ります。 ＊区分(III)の実務経験は、1級または2級第一次検定合格前のものも実務経験とできますが、オペレータとしての建設機械操作施工やその補助者としてのものに限ります。 ＊証明書の記載にあたっては、「8. 実務経験証明書(C-a票)の記載方法【新受検資格】」をご覧ください。	※8	新受検資格での申込み者のうち、所属先が次の(i)または(ii)となる方は、その所属先が当該種目の工事業の建設工事等の事業を営む者であることを証する書類として、例に示す書類またはこれに代わる書類を提出してください。 (i) 建設業許可を必要としない小規模建設業者 (例) 実務経験の証明期間中の確定申告書の写しまたは契約台帳の写し (ii) 建設業許可を必要としない、自社の事業目的のため建設工事に相当する工事を行う者 (例) 実務経験の証明期間中の事業内容(目的物の仕様、事業期間、配置技術者等)が確認できる業務命令書の写し、社内決裁等の稟議書の写し等
※3	4.2項の旧受検資格の区分(I)～(II)のいずれかで受検申込みする場合の実務経験証明書です。 ＊受検区分に応じた実務経験年月を満たしていることを、証明者による証明書として提出してください。 ＊実務経験は、これまでに従事した建設機械施工に関するすべての実務経験を対象とできます。 ＊証明書の記載にあたっては、「10. 実務経験証明書(C-b票)の記載方法【旧受検資格】」をご覧ください。	※9	派遣技術者の実務経験を派遣元の代表者が証明する場合は、次の(i)～(iii)の確認ができる派遣契約書の写しを提出してください。 (i) 派遣者氏名(受検者氏名)、派遣期間 (ii) 派遣元および派遣先事業者の名称、代表者氏名 (iii) 派遣元の派遣事業の許可・受理番号(派遣契約書に番号の記載がない場合は、労働者派遣事業許可証の写しを提出してください。)
※4	提出する住民票は、次の(i)～(iv)を満たすものとしてください。これ以外の住民票は受理しません。特に、(iii)(iv)の不備で再提出となる方が増えています。十分注意してください。 (i) 受検申請時から6ヶ月以内に取得したもので、その交付日が記載されたもの。 (ii) 原本であること。コピーは受理しません。 (iii) 外国籍の方は、国籍、通称名および在留資格が記載されたもの。通称名については記載がなくてもかまいません。 (iv) マイナンバーの記載がないもの。マイナンバーパートを塗りつぶしたものは受理しません。窓口等での住民票の請求にあたっては、必ず、マイナンバーの記載のないもので交付を受けてください。 (注) 婚姻等の理由により、添付する証明書等の書類と氏名が異なる場合は、氏名の変更等の経緯が確認できる戸籍抄本等の原本も提出してください。	※10	受検資格に係る国外での学歴(指定学科)や実務経験について、国土交通大臣の認定を受けた方が提出する書類です。 ＊今回の受検申込みで4.2(3)項により「指定学科」の認定申請をされる方は除きます。今回認定申請する者は、大臣認定された者に限り「指定学科」の扱いになります。
※5	当該種目の1級第一次検定または受検種別の2級第一次検定の合格を証する書類として、次の(i)または(ii)のいずれかを提出してください。 (i) 当該技術検定の合格通知書の写し(当協会から合格発表に合わせて送付したもの) (ii) 当該技術検定の合格証明書の写し(国土交通大臣から交付を受けた証明書) (注) 上記書類を紛失された場合は、(i)については、本表※12による第二次検定受検資格の確認申請の手続きを行うことで、当該書類の添付に代えることができます。(ii)については、国土交通省へ再交付申請を行ってください。	※11	再受検者は、次の(i)または(ii)の区分に従い、受検票等の写しを提出してください。 (i) 令和3年度～令和5年度の「2級第一次検定・第二次検定」を受検し、不合格となった者 ・そのときの第一次検定の合格通知または合格証明書、第二次検定(実技)試験の受検票または不合格通知の写し (ii) 令和3年度～令和5年度の「2級第二次検定のみ」、令和6年度以降の「2級第二次検定」を受検し、不合格となった者 ・そのときの受検票または不合格通知の写し (注1) 合格証明書の写しを提出する場合は、その写しの右上に、そのときの受検番号を記載してください。受検番号が不明の場合は、当協会へ事前に連絡し確認してください。 (注2) 受検票および合否通知を紛失された方は、本表※12による第二次検定受検資格の確認申請の手続きを行うことで、当該書類の提出に代えることができます。合格証明書を紛失した方は、国土交通省へ再交付申請を行ってください。 (注3) 再受検者に該当するかが不明の方は、当協会へ事前に連絡し該当の有無の確認を受け、再受検者に該当する場合は、そのときの受検番号を確認しメモしておいてください。本表※12の手続きが必要です。
※6	旧受検資格の要件で、最終学歴を高校卒業以上とされる方は必ず提出してください。 最終学歴が中学校卒業となる方、2級技術検定の合格者で最終学歴を要件としない方は提出の必要はありません。次の①～⑤の方は、大学または高校卒業と同じ扱いになります。下記の★により必要な書類を提出してください。 ① 大学院の卒業者は、進学前の卒業した大学を最終学歴としてください。 ② 大学院に飛び入学された方は、その専攻に該当する大学の学科を卒業した者と同じに扱われます。 ③ 大学改革支援・学位授与機構により学位の授与を受けた方は、その専攻区分に応じた大学の学科を卒業した者と同じに扱われます。 ④ 国外における学士の学位に相当する学歴を有する方は、大学(指定学科以外)を卒業した者と同じに扱われます。ただし、提出書類一覧の⑬の書類の提出者または4.2(3)項による申請を行い国土交通大臣の認定を受けた方は「指定学科」として扱われます。 ⑤ 国外の学校教育において12年目の課程を修了した方は、高校(指定学科以外)を卒業した者と同じに扱われます。ただし、提出書類一覧の⑬の書類の提出者または4.2(3)項による申請を行い国土交通大臣の認定を受けた方は「指定学科」として扱われます。 ★各学歴の者は、以下によりその学歴を証する書類を卒業証明書として提出してください。 *①の者は、最終学歴となる大学の卒業証明書の原本。 *②の者は、当該大学が発行する飛び入学の証明書、当該大学の退学証明書および大学院の入学証明書(これに代わる成績証明書)のいずれかの原本。 *③の者は、学位証明書の原本。 *④および⑤の者は、卒業証明書の原本、卒業証明書の和訳(自己での和訳可)および誓約書(63、64頁の様式)。 (注) 今回の受検申込みで国外での学歴について国土交通大臣に指定学科卒の認定申請を行う方は、「4.2(3)項 国外の学歴(指定学科)の大蔵認定申請」により申請してください。	※12	提出書類一覧の⑧または⑭の書類を紛失した者は、次の手続きを行うことで、当該書類を提出した者として扱われ受検することができます。 *本手引の69頁の「第二次検定受検資格確認申請書」の書式に必要事項を記入のうえ、定額小為替(1,000円)を受検申請書類に同封してください。 *確認申請書には、当時の受検年度と受検番号を記載する必要があります。当該事項が不明の場合は、当協会に事前に連絡し確認してください。 *確認申請書の書式は、当協会ホームページ(URL https://jcmanet-shiken.jp/)からダウンロードすることもできます。 (注) 定額小為替(1,000円)の領収書を必要とされる方は、返信用封筒に送付に必要な切手を貼付し、宛先を記入のうえ、上記書類等とともに受検申請書類に同封してください。
		※13	新受検資格の実務経験証明書について、証明者による証明を受けることができない場合の提出書類です。詳細は8.7項をご覧ください。 (注) 旧受検資格では受検者自身を証明者とすることもできます。新受検資格での申請が困難な場合は、旧受検資格での受検申込みの方法も検討してください。

提出書類については、受検申込みの受付審査のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。書類の提出等を拒否し受付審査が適切に行えないときは、欠格となり受検できない場合があります。

7. 申込み書類の記載方法

*鉛筆や消えるインクの筆記具は使用しないでください。

*誤って記入した場合は、誤りの箇所に二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

7.1 受検申請書(A票)上欄の記載((10)以外すべての受検者)

R082級		外字の場合は、このあたりへ拡大して正確に楷書で記入する。	
A票(表) 2級建設機械施工管理(第二次検定)受検申請書 一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿 2級の建設機械施工管理第二次検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 フリガナ カジワラ タロウ 氏名 梶原 太郎 (フリガナ) (通称名) 生年月日 (S.H.R.) 15年 11月 3日生 (満22年 4ヶ月) 本籍 青森 都道府県 現住所 (住民票記載住所) 東京 都道府県 ○○区△△3-5-8 勤務先名称 (株)□△○建設 工事2課 勤務先所在地 東京 都道府県 ○○区□□□1-1-1 連絡先 第1連絡先(本人携帯番号) 第2連絡先(勤務先電話番号) 第3連絡先(自宅電話番号) (TEL 090 - ○○○○ - ××××) (TEL 03 - ○○○○ - ××××) (TEL 03 - ○△○○ - ××××) 第二次検定受検種別 第1種(トラクター系建設機械) 第2種(ショベル系建設機械) 第3種(モーター・グレーダー) 第4種(締め固め建設機械) 第5種(舗装用建設機械) 第6種(基礎工事用建設機械) ○ 受検者の区分 再受検者の対象となる前回受検年度、(受検番号) ←再受検者は、前回受検年度と受検番号を記入してください。 令和 年度、() 第一次検定合格証明書の写しを提出する者は受検番号の記入は不要です。 受検希望地 第二次検定(筆記)受検希望地 第二次検定(実技)受検希望地 東京 秩父 受検資格の区分 区分 受検資格要件 (※「2級第一次検定」は、2級建設機械施工管理第一次検定のほか、平成28年度から令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の学科試験を含む。) 新受検資格 (I) 1級建設機械施工管理第一次検定合格後、受検しようとする種別に関する1年以上の施工の管理の実務経験 (II) 2級建設機械施工管理第一次検定の受検しようとする種別に合格後、当該種別に関する2年以上の施工の管理の実務経験 (III) 2級建設機械施工管理第一次検定の受検しようとする種別に合格した者であって、当該種別に係る建設機械を操作し建設工事を施工した6年以上の実務経験 (2級第一次検定合格前のものを含む。) 課する実務経験のいづれかを○で囲んでください。 旧受検資格 (イ) 大学または専門学校(高度専門士)を卒業後、その履修学科(指定学科または指定学科以外)に応じて必要な実務経験 (ロ) 短期大学、高等専門学校若しくは専門学校(専門士)を卒業後、その履修学科(指定学科または指定学科以外)に応じて必要な実務経験 (ハ) 高等学校、中等教育学校若しくは専門学校を卒業後、その履修学科(指定学科または指定学科以外)に応じて必要な実務経験 (ニ) 受検しようとする種別に6年以上、または受検しようとする種別に4年以上かつ他の種別を含む通算の実務経験が8年以上 受検資格① 名称 試験・検定の合格年月日または免許を受けた年月日 備考(受検番号または合格証明書番号) 1級建設機械施工管理第一次検定 令和 年 月 日 号 する試験② (第2種) 令和 5年 7月 31日 号 または③ (第種) 令和 年 月 日 号 2級建設機械施工技術検定(学科試験) (第種) 平成・令和 年 月 日 号 (第種) 平成・令和 年 月 日 号 最終学歴等(旧受検資格) 旧受検資格に關係する最終学歴と、その1つ前の学歴(中学校卒業者は、中学校名および在学期間の欄のみ記入) 学校名 学部・学科名 学科の区分 在学期間(修業年限)、(卒業・修了の別) 東京都立港工業高等学校 機械科 指定学科 SHR 31年 4月 ~ S.H.R. 4年 3月 指定学科以外 (3年 0ヶ月) 、(卒業・修了) 港区立芝第3中学校 指定学科 SHR 28年 4月 ~ S.H.R. 31年 3月 指定学科以外 (3年 0ヶ月) 、(卒業・修了)			

(1) 申込み年月日(右上の日付)

本受検申請書の作成年月日を記入してください。

(2) 氏名、通称名、本籍、生年月日

*住民票の記載に従い、楷書で正確に記入してください。

*外国籍の方は、住民票に通称名の記載がある場合は通称名も記入してください。本籍欄には国名を記入してください。

*氏名の漢字に特殊な文字(以下「外字」という。)を使われている方は、記載例を参考に、該当する氏名の外字を○で囲み、引き出し線によりその外字を大きな文字で正確に楷書で書き出してください。(注)

(注) 受検者の申請に基づき、受検票、合否通知および合格証明書に記載する氏名に反映されます。外字を使用されている方は必ず申請してください。

(3) 現住所、勤務先名称および勤務先所在地

*現住所は、住民票に記載の住所を正確に記入してください。

*勤務先名称欄に現在所属している勤務先名称を部課名まで記入のうえ、その所在地を記入してください。

- ・自営の方で、所在地が現住所と同じ場合は勤務先所在地欄に「現住所に同じ(自営)」と記入してください。
- ・申込みの時点で所属先のない方は勤務先名称欄に「所属先なし」と記入してください。

(4) 連絡先

*第1連絡先～第3連絡先の各欄に、受検者本人の携帯電話番号、勤務先電話番号、自宅電話番号(またはこれに代わる連絡先)を記入してください。

*受検の申込み書類に不備がある場合などに確実に連絡がとれるようにするために、できる限り3つの連絡先を記入してください。受検者との連絡がとれない場合、受検できない場合があります。

(5) 第二次検定受検種別

*受検しようとする第二次検定の種別の該当欄に○を記入してください。

*複数の種別の第一次検定に合格し、それぞれの種別について第二次検定の受検資格の要件を満たす方は、そのすべての種別を受検することができます。受検しようとするそれぞれの種別の欄に○をつけてください。

(6) 受検者の区分

*3.1 受検者の区分により、一般受検者となる方は「一般受検者」、再受検者となる方は「再受検者」を○で囲んでください。

*複数の種別を受検しようとする者で、それぞれの種別が一般受検者と再受検者に分かれる場合は、「一般受検者」と「再受検者」の両方を○で囲んでください。また、一般受検者となる種別については、(8)以降の「再受検者は記入不要」とした欄にも必ず記入してください。

*再受検者は、当該検定を受検した前回試験の受検年度と受検番号を必ず記入してください。

※再受検者は、前回受検の受検票等の写しが必要です。(6. 提出書類の一覧表の⑭参照)

(7) 受検希望地

*希望する第二次検定(筆記)試験の受検地と第二次検定(実技)試験の受検地を記入してください。

*試験地については、「2. 試験日程、試験地等」をご覧ください。

(8) 受検資格の区分(再受検者は記入不要)

*新旧受検資格のどの区分により受検するか、該当する区分の記号を○で囲んでください。

*区分に応じて必要な実務経験年月を満たす必要があります。「4. 受検資格」および「5. 実務経験」より、新旧受検資格のいずれの区分で受検するかを選択してください。

※記載例は、2級第一次検定の合格者が、新受検資格の区分(II)により受検する場合のものです。

(9) 受検資格に関する試験・検定または免許(再受検者は記入不要)

記載例は、令和5年度の2級第一次検定合格者が申し込む場合のものです。記載例を参考に、次の①～③のいずれかにより記入のうえ、それぞれの資格等に応じて必要な書類を添付してください。

① 1級建設機械施工管理第一次検定

1級第一次検定を合格し、新受検資格の実務経験の区分(I)により受検しようとする方が記入する欄です。

合格年月日と合格証明書番号(合格証明書の交付を受けていない方はそのときの受検番号)を記入し、その合格証明書または合格通知書の写しを必ず添付してください。

② 2級建設機械施工管理第一次検定

2級第一次検定を合格し、新受検資格の実務経験の区分(II)または(III)、もしくは旧受検資格の実務経験で受検しようとする方が記入する欄です。

合格種別、合格年月日と合格証明書番号(合格証明書の交付を受けていない方はそのときの受検番号)を記入し、その合格証明書または合格通知書の写しを必ず添付してください。

③ 2級建設機械施工技術検定(学科試験)

平成28年度～令和2年度までの学科試験の合格者が記入する欄です。

合格種別、合格年月日と合格通知書の受検番号を記入し、その合格通知書の写しを必ず添付してください。当該試験の合格者は、旧受検資格の実務経験での受検申込みに限られます。

※当該種目の合格年月日は、巻末72頁の合格年月日一覧でご確認ください。原則として合格通知書および合格証明書に記載の交付日が合格年月日となります。合格年度を過ぎて交付を受けた合格証明書や再交付の合格証明書では、実際の交付日が記載されているものがあります。

◎合格通知、合格証明書を紛失された方

上記(9)の①～③で必要な提出書類を紛失された方は、次の(i)または(ii)のいずれかの方法としてください。

- (i) 当協会からの合格通知書等を紛失された方は、「6. 提出書類」の※12に示す第二次検定受検資格の確認申請の手続きにより、当該通知の写しの提出に代えることができます。
- (ii) 合格証明書を紛失された方は、再交付申請を国土交通省へ行い、その写しを提出してください。

(10) 最終学歴等(旧受検資格での受検者のみ記入)

*旧受検資格で受検する者は、下記の(i)または(ii)により記入してください。

- (i) 最終学歴が中学校の者は、最終学歴の学校に係る事項のみ記入してください。
- (ii) 最終学歴が高校以上の者は、最終学歴に係る事項のほか、その前に卒業した学校について記入してください。

(11) 受検資格となる実務経験年月(再受検者は記入不要)

*実務経験証明書(C-a票、C-b票)に基づき、受検種別の実務経験年月を①欄に記入してください。

*複数の種別を受検する者は、それぞれの種別の欄に実務経験年月を記入してください。

*旧受検資格の受検者で、受検種別と他の種別の通算の実務経験が受検資格の要件となる者は、②欄および③欄に該当する実務経験年月を記入してください。

※次の記載例は、新受検資格の区分(II)、旧受検資格(ハ)の指定学科卒の者が、受検種別の第2種を2年5ヶ月の実務経験年月で受検する場合のものです。

受検資格となる 実務経験年月	受 檢 種 別 の 実 務 経 験 年 月						(旧受検資格による受検者の記入欄) ※他の種別を含む通算の実務経験による者		
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種	第 6 種	受検種別以外の実務経験年月	年	ヶ月
	年	ヶ月	2 年 5 ヶ月	年	ヶ月	年	ヶ月	年	ヶ月
旧受検資格のうち、他の種別を含む通算の実務経験により受検する者で、1つの種別だけを受検する者は上段に記載→									
② 第 2 種との合計 年 ヶ月									
③ 第 2 種との合計 年 ヶ月									

①

※旧受検資格(ハ)の指定学科卒の者が、受検種別の第2種を1年6ヶ月、他の種別が1年7ヶ月、通算の実務経験年月が3年1ヶ月として受検する場合は、次の事例のようになります。

受検資格となる 実務経験年月	受 檢 種 别 の 実 務 経 験 年 月						(旧受検資格による受検者の記入欄) ※他の種別を含む通算の実務経験による者		
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種	第 6 種	受検種別以外の実務経験年月	年	ヶ月
	年	ヶ月	1 年 6 ヶ月	年	ヶ月	年	ヶ月	年	ヶ月
旧受検資格のうち、他の種別を含む通算の実務経験により受検する者で、1つの種別だけを受検する者は上段に記載→									
② 第 2 種との合計 3 年 1 ヶ月									
③ 第 2 種との合計 年 ヶ月									

①

※旧受検資格(ハ)の指定学科卒の者が、第1種と第2種を受検する場合で、第1種が1年8ヶ月、第2種が1年7ヶ月、通算の実務経験年月がそれぞれ3年3ヶ月となる場合は、次の事例のように記入してください。

受検資格となる 実務経験年月	受 檢 種 别 の 実 務 経 験 年 月						(旧受検資格による受検者の記入欄) ※他の種別を含む通算の実務経験による者		
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種	第 6 種	受検種別以外の実務経験年月	年	ヶ月
	1 年 8 ヶ月	1 年 7 ヶ月	年 ケ月	年 ケ月					
旧受検資格のうち、他の種別を含む通算の実務経験により受検する者で、1つの種別だけを受検する者は上段に記載→									
② 第 1 種との合計 3 年 3 ヶ月									
③ 第 2 種との合計 3 年 3 ヶ月									

①

7.2 受検申請書(A票(裏))の記載(新受検資格での受検者のみ記入)

新受検資格での受検者は、受検種別に関する実務経験について、実務経験証明書(C-a票)に基づき、A票(裏)の実務経験内訳に、証明書1枚ごとに区分して、証明者による受検者の工事業種区分ごとの実務経験年月とその合計を記入してください。

(注)この内訳書へは、受検種別に関する実務経験だけを記入してください。実務経験証明書に含まれる受検種別以外の実務経験については記載する必要はありません。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
(12) 新受検資格の 実務経験内訳	証明書No.	証明者(氏名)	証明者による証明期間	建設工事の種類	実務経験の種別	職務の内容	実務経験年月
	No.1	川島 三郎	S・H・R 4年8ヶ月～S・H・R 8年2ヶ月	とび・土木工事	第2種	施工管理補助	1年11ヶ月
	"	"	S・H・R 年 月～S・H・R 年 月	土木一式工事	"	"	0年6ヶ月
			S・H・R 年 月～S・H・R 年 月				年 ケ月
			S・H・R 年 月～S・H・R 年 月				年 ケ月
			S・H・R 年 月～S・H・R 年 月				年 ケ月
			S・H・R 年 月～S・H・R 年 月				年 ケ月
			S・H・R 年 月～S・H・R 年 月				年 ケ月
			S・H・R 年 月～S・H・R 年 月				年 ケ月
			S・H・R 年 月～S・H・R 年 月				年 ケ月
(13) 上記内訳の種別ごとの実務経験合計	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	
	年 ケ月	2年5ヶ月	年 ケ月	年 ケ月	年 ケ月	年 ケ月	

(12) 新受検資格の実務経験内訳

- * 実務経験証明書(C-a票)は、証明者ごとに作成、また工事件数が最大10件で1枚となっています。実務経験の古いものから証明書1枚ごとにNo.をつけ、(12)欄へその内訳を記入してください。
- * ③欄の証明者による証明期間は、1枚の証明書で証明する実務経験の最初の工事の開始日～最後の工事の終了日までの期間としてください。
- * 実務経験の内容ごとに整理し、記載例のように1段目に証明書No.、証明者(氏名)、証明者による証明期間を記入し、以下は「」として、建設工事の種類、実務経験の種別、職務の内容別に実務経験年月を記入してください。
- * ④～⑦欄は、受検種別の実務経験に関する事項だけとし、受検種別以外の実務経験は記入不要です。

(13) 実務経験合計

- * 受検種別について、実務経験年月の合計を記入してください。

7.3 2級技術検定全部免除申請書(B票)の記載(平成28年度～令和2年度の学科試験合格者のみ)

* 平成28年度～令和2年度までの2級技術検定の学科試験の合格者が、第一次検定の免除を受けるために提出するものです。令和3年度以降の第一次検定の合格者は提出の必要はありません。

* 再受検者も必ず提出してください。

* 当該申請書とともに、該当する2級技術検定の学科試験の合格通知書の写しを提出してください。

* 合格通知を紛失した方は、「6. 提出書類」の※12に示す確認申請の手続きを行ってください。

(注) 再受検者は、合格通知書の代わりに、令和7年度の1回目の2級第二次検定の受検票または不合格通知の写しでもかまいません。

R08 2級

B票
※第一次検定(筆記)の免除を受けようとする者は、下表を記入してください。この場合、免除に必要な2級技術検定の資格について、A票の「受検資格に関する試験・検定または免許」に記入してください。

2級技術検定全部免除申請書						令和 8 年 3 月 5 日
一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿						
2級の建設機械施工管理第一次検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。						
フリガナ	カジワラ タロウ					生年月日
氏名	梶原 太郎					S・H・R 15年11月3日 (年令) (満 22年 4ヶ月)
免除を受けようとする受検種目、検定区分、検定種別	受検種目、検定区分					免除を受けようとする受検種別(該当欄に○をつけてください。)
建設機械施工管理、第一次検定	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
免 諸 資 格 に 関 係 す る 検 定	検定名稱(種別)					検定の合格年月日
2級建設機械施工技術検定学科試験	(第2種)	平成・令和 3年3月9日	受検番号			
	(第種)	平成・令和 年 月 日	200000 号			

記載例は、令和2年度の2回目の2級建設機械施工技術検定の学科試験の第2種に合格した者が、その種別について第一次検定の免除の申請を行う場合のものです。記載例を参考に必要事項を記入してください。

* 申請の日付は、受検申請書(A票)の作成日としてください。

* 氏名、生年月日は、住民票の記載に従い、楷書で正確に記入してください。

* 免除を受けようとする受検種別の該当欄に○をつけてください。

* 免除資格に関する資格として、お手持ちの2級技術検定の学科試験合格通知書に基づき、合格種別、合格年月日、合格時の受検番号を記入してください。

* 複数の種別の学科試験の合格者で、2つ以上の種別について免除を受け受検しようとする場合は、それぞれの種別について記入してください。

7.4.3 D-③票の記載

D-③ 受検者の区分および一般受検者は受検資格の実務経験の区分を記入のうえ、裏面の該当する票に記入してください。							
受 檢 者 の 区 分	一般受検者	①	受 檢 資 格 の 実 務 経 験	新受検資格の実務経験	①	D-④を記入	
	再受検者	2	実 務 経 験	旧受検資格の実務経験	2	D-⑤を記入	

*受検者の区分は、A票の記載に従い該当する番号を○で囲んでください。

*一般受検者の方は、右欄の受検資格の実務経験について、該当する番号を○で囲んでください。

*各番号の→に従い、該当するD-④～⑥票のいずれかに記入してください。

(注)再受検者の方は、「3.1受検者の区分」により再受検者の要件をもう一度確認してください。

7.4.4 D-④票の記載（一般受検者のうち、新受検資格の実務経験とする者）

D-④ 一般受検者のうち、新受検資格の実務経験を受検資格とする方が記入してください。								
受 檢 資 格 の 区 分 *該当の番号を○で囲んでください。								
区分(I)	1	1級建設機械施工管理第一次検定合格後、受検種別に関し1年以上の施工の管理の実務経験						
区分(II)	②	2級建設機械施工管理第一次検定の受検種別に合格後、受検種別に関し2年以上の施工の管理の実務経験						
区分(III)	3	2級建設機械施工管理第一次検定に合格した者であって、受検種別に係る建設機械を操作し建設工事を施工した6年以上の実務経験						
受 檢 種 別 受 檢 よ う と す る 種 別 実 務 経 験 年 月 実 務 経 験 期 間								
に 関 す る	(1)	第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種	2 年 0 5 月	令和 平成 昭和	0 4 年 0 8 月	~	令和 平成 昭和	0 8 年 0 2 月
		1 (2) 3 4 5 6	1 2 3	1 (2) 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	
実務経験年月	(2)	第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種	年 月	令和 平成 昭和	年 月	~	令和 平成 昭和	年 月
		1 2 3 4 5 6	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3		
※1つの種別を受検する者は上段①のみ、2つの種別を受検する者は上下段の①②にそれぞれ記入してください。								

*A票の記載に従い、受検資格の区分と受検しようとする種別の該当する番号を○で囲み、受検資格とする実務経験年月と実務経験期間を記入してください。

*2つの種別を受検する方は、実務経験年月について受検種別に関する実務経験年月の①および②の欄に、受検種別ごとに記入してください。

7.4.5 D-⑤票の記載（一般受検者のうち、旧受検資格の実務経験とする者）

D-⑤ 一般受検者のうち、旧受検資格の実務経験を受検資格とする方が記入してください。							
※平成28年度～令和2年度までの2級技術検定の学科試験合格者は、すべて旧受検資格での受検となります。							
(1) 最終学歴	学校名			学部名	学科名	学科コード*	
	東京都立港工業高等学校			学部	機械	学科	01
卒業年月	令和 1 2 3	平成 0 4 年 0 3 月	昭和 0 3 年 0 0 月	修業年限	0 3 年 0 0 月	* 学科コードは、別冊「指定学科・専修学校等一覧」より、コード番号を記入、指定学科以外の者は「00」を記入してください。	
受 檢 資 格 の 区 分 *該当の番号を○で囲んでください。							
実務経験の証明期間							
区分(イ)	4	大学卒業者、専門学校卒業者(高度専門士)	左記の履修学科	令和 1 2 3	平成 0 4 年 0 8 月	昭和 0 8 年 0 2 月	~
区分(ロ)	5	短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校卒業者(専門士)	指 定 学 科	1 (1) 2 3	1 2 3	0 4 年 0 8 月	~
区分(ハ)	6	高等学校卒業者、中等教育学校卒業者、専門学校卒業者	指 定 学 科 以 外	2	令和 0 4 年 0 8 月	平成 0 8 年 0 2 月	昭和 0 8 年 0 2 月
区分(ニ)	7	その他の者	そ の 他	0 (1) 2 3	0 1 2 3	0 8 年 0 2 月	~
受 檢 種 別 受 檢 種 别 の 実 務 経 験 合 計							
受 檢 種 别 の 実 務 経 験 ① ② ③ ① + ② + ③							
実 務 経 験 年 月	第 2 種 1 年 6 ヶ月	第 2 種 1 年 6 ヶ月	年 月	1 年 8 ヶ月	年 月	3 年 2 ヶ月	年 月
※1つの種別を受検する者は①のみ、2つの種別を受検する者は①②にそれぞれ記入してください。 受検資格を満たすために他の種別の実務経験を必要とする者は③にも記入してください。 合計の実務経験年月が受検資格を満たすことを確認してください。							

(1) 最終学歴

*受検資格の区分(イ)～(ニ)における最終学歴となる学校名等を記入してください。

*高校卒業者以上の学歴で指定学科以外を卒業の者およびその他の者は、学科コードを「00」と記入してください。

*中学校卒業の者は学部名および学科名は記入不要です。学科コードは「00」と記入してください。

(2) 受検資格の区分、実務経験の証明期間

*A票および実務経験証明書（C-b票）の記載に従い、受検資格の区分および履修学科について該当する番号を○で囲んでください。(区分(ニ)の者の履修学科は「その他」としてください。)

*実務経験の証明期間は、実務経験証明書（C-b票）の合計欄に記載した実務経験の開始～終了までの期間を記入してください。見込みの実務経験がある場合は、その期間を含みます。

(3) 受検種別に関する実務経験年月

*実務経験証明書（C-b票）の記載に従い、受検種別と受検種別以外に区分し、それらを合算した通算の実務経験年月を記入してください。

*記載例は、受検資格の区分(ハ)の最終学歴を高校卒(指定学科)とする者が、受検資格である指定学科の卒業後受検種別(第2種)について1年6ヶ月以上、かつ他の種別を含む通算の実務経験が3年以上の実務経験として、直近の実務経験を記入する場合のものです。

*実務経験は、受検資格の区分に応じて必要な年月を満たしていることが確認できればよいため、卒業後の実務経験のすべてを記入する必要はありません。

7.4.6 D-⑥票の記載（再受検者）

D-⑥ 再受検者の方が記入してください。

前回の受検年度	受 檢 年 度	受 檢 番 号
受 檢 番 号	令和 0 7 年 度	2 2 0 0 0 0 0 0

*前回受検から氏名の変更があった方は、前回受検のときの旧氏名を記入してください。

フリガナ	（氏）	（名）
(旧) 氏 名		

フリガナ	（氏）	（名）
(旧) 通 称 名		

*前回受検から本籍の変更があった方は、前回受検のときの旧本籍地の番号を、D票(表)の本籍地一覧を参考に該当する番号を記入してください。

(注) 氏名に変更のあった方は、その変更が確認できる戸籍抄本等の原本を提出してください。

*前回の受検年度と、そのときの受検番号を記入してください。

*前回の受検から氏名が変わった方は、前回受検のときの氏名を記入してください。

(注) 氏名に変更のあった方は、その変更が確認できる戸籍抄本等の原本を提出してください。

7.5 写真票(E票)の記載

次の記載例を参考に、以下の要領で記入および貼付を行ってください。

R08 ※印の欄には記入しないでください。 (2)

2級第二次検定

受検番号 *
東京

(1)

郵便振替払込受付証明書 (払込人一郵便局→払込人)	
口座番号	00170-5-71122
加入者名	一般社団法人日本建設機械施工協会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ※ 4 0 8 0 0 0
払込人住所氏名	〒〇〇〇-×××× 東京都〇〇区△△3-5-8 梶原太郎 (TEL 03-〇△〇〇-××××)
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	(私製承認 東京府金事務センター第1069号)
貼受検付申込用書	受付局日付印 芝公園 8.3.5

R08 ※印の欄には記入しないでください。 (2)

2級(第二次)

受検種別
第1種 トラクター系建設機械
第2種 ショベル系建設機械
第3種 モーター・グレーダー
第4種 繩め固め建設機械
第5種 鋸装用建設機械
第6種 基礎工事用建設機械

令和8年度技術検定写真票

フリガナ	カジワラ タロウ
氏名	梶原 太郎
条件	パスポート用 カラー証明写真
氏名	(通称名：)

写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真
 ①縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの。
 ②6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなしのもの。
 ③無背景(白または淡い色)、無帽、正面を向き概ね肩から上のもの。
 ④自前のカメラで撮影したものでは使用できません。
 ⑤写真的の裏に、氏名、受検する級、希望する第二次検定(筆記)の受検地を記入してください。
 ⑥写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。(セロハンテープは使用不可)
 ※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただけます。(受検できない場合もあります)
 詳しくは「受検の手引」28頁で確認してください。

※印は記入しないこと。裏面にも記入箇所があります。

E票

2級(第二次)

受検番号 *

8. 実務経験証明書(C-a票)の記載方法【新受検資格】

8.1 実務経験の証明者

新受検資格の実務経験証明書の証明者は、次表に示す者に限ります。証明者が複数の場合は、証明者ごとに実務経験証明書を作成してください。

(注) 新受検資格は、実務経験となる工事に従事したときの所属先の代表者等に限ります。

旧受検資格は、所属先の異なるこれまでの実務経験について、現在の所属先の代表者が一括して証明することができます。これまでの実務経験が十分にある方は、旧受検資格での実務経験証明の方が簡単な場合があります。

被証明者(受検者)	証明者
建設工事等 ^{※1} を施工する請負者等の従業員	次のいずれかの者 ・工事請負者または建設工事等 ^{※1} の事業者の代表者 ^{※3} ・当該工事の監理技術者または主任技術者 ・専門工事の専門技術者 ^{※4}
当該種目の工事業の建設業許可を有する者が請け負う建設工事の発注者の従業員 ^{※2}	・工事発注者の代表者 ^{※3}
当該種目の工事業の建設業許可を有する者が請け負う建設工事の監理業務等受託者の従業員	・工事監理業務等受託者の代表者 ^{※3}

※1	建設業法における建設工事のほか、5.2項の(1)および(2)の建設工事に相当するものを含みます。
※2	請負契約の履行に関し工事現場に置く監督員として、建設工事に従事した者に限ります。ただし、発注者が請負者に書面などにより通知した者に限ります。
※3	受検者の所属先の代表者をいい、代表者の代理として人事権を分掌する部署長等を含みます。 (i) 下請負工事の場合、その下請負人の代表者をいいます。 (ii) 建設業を営む個人事業主が自ら施工の管理の業務に従事した場合、事業主自身が証明者となります。 (iii) 令和6年3月31日以前に完了した工事または令和6年3月31日を含む施工中の工事については、現在の所属先の代表者による証明とすることができます。 (iv) 証明書作成時点で廃業している場合、(iii)によるほか、廃業前の代表者を証明者とすることができます。 (v) 受検者の所属先が変わらなければ、途中で代表者が代わった場合でも実務経験の作成時点における代表者により一括して証明を受けることができます。 (vi) 派遣技術者については、その派遣先または派遣元の代表者のいずれも可能とします（派遣元の代表者が証明者となる場合は、「6. 提出書類」の一覧表の⑫に示す書類が必要です。）。
※4	土木工事業や建築工事業として請け負う一式工事における専門工事、または許可を受けた工事業の工事に付帯する工事について、当該工事を請負者が自ら施工する場合、その工事の施工の管理をつかさどる者として配置しなければならない技術者（監理技術者や主任技術者の資格を有する者）をいいます。

8.2 実務経験証明書作成の基本事項

- * 実務経験証明は、「C-a票」により4.1項の受検資格の区分(I)～(III)のいずれかの要件を満たす実務経験年月を証明するものです。
- * 実務経験の証明は、原則として、受検者が従事した工事ごとに工事名や従事期間等を記載し、その工事における所属先の代表者等の証明を受けてください。
- * 証明書は、証明者ごとに作成し提出してください。
- * 次の①～③に該当する方は、9.2項の証明方法により、原則1年を限度として、その期間に担当した複数の工事の実務経験を一括して証明することができます。
 - ① 建設業許可を有する者の従業員
 - ② 建設業許可を必要としない小規模建設業者であって、専ら当該種目の工事業の建設業を営む者^{※1}の従業員
 - ③ 当該種目の工事業に相当する5.2項の(1)または(2)の事業を経常的に営む者^{※2}の従業員

※1	実務経験証明書のほか、証明者が専ら当該種目の工事業の建設業を営む者であることを証明するための書類（当該期間中の確定申告書や契約台帳等の写し）の添付が必要です。
※2	実務経験証明書のほか、証明者が当該種目の工事業に相当する事業を経常的に営む者であることを証明するための書類（当該期間中の確定申告書や契約台帳等の写し）の添付が必要です。

*次の①～②に該当する者は、8.6項に示す書類を必ず添付してください。

- ① 所属先が建設業許可を有しない者
- ② 派遣技術者であって、派遣元の代表者による実務経験証明を受ける者

*やむを得ない理由により本来の証明者による実務経験証明書の提出ができない者は、8.7項により必要な書類を提出することで受検できます。

8.3 実務経験証明書の様式

- *原則として、当協会ホームページからPDF版をダウンロードし、それにより作成入力してください。パソコン環境によりダウンロードが困難な方は、本手引に同封の実務経験証明書をご利用ください。
- *提出する証明書は、A3版サイズで印刷（片面印刷）してください。

当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」 <https://jcmanet-shiken.jp/>

8.4 (C-a票)証明者、被証明者欄の記載

以下は、本手引に同封の実務経験証明書により手書きで作成する場合の記載要領です。
当協会ホームページからのダウンロードの様式によりパソコン上で作成する場合は、記載事項によってはフルダウント形式等となるため、本手引の要領とは異なる部分がありますが、記載事項の内容は同じです。

R08 2級

C-a票 (1 / 2) (1)

2級建設機械施工管理技術検定実務経験証明書【新受検資格】			
国土交通大臣 殿			
建設業法に基づく技術検定の受検資格に関する、下記の内容を証明します。			
(3) 証明者	会社等名称	会社等所在地・連絡先電話番号	職名 氏名
	(株)□△○建設	東京都 ○○区□□□1-1-1 〒(03 - ○○○○○ - ××××)	代表取締役 社長 川島 三郎
許可を受けた建設業の業種 建設業許可番号		記	
(土木工事業)(とび・土工工事業)(舗装工事業)、その他() ○-○ 第○○○○○○号		氏名 生年月日	
(4) 被証明者(受検者)	梶原 太郎		S (R) 15 年 11 月 3 日生
	受検者の所属部署、所属期間 土木部 工事2課 H (R) 4 年 4 月 ~ H (R) 6 年 9 月		土木部 工事1課 H (R) 6 年 10 月 ~ H · R 年 月 H · R 年 月 ~ H · R 年 月
証明する被証明者の建設機械施工管理に関する実務経験(被証明者が受検資格とする実務経験の期間に限る。)			
工事№	工事名	工事内容	工事注文者
(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)
証明事項		(工事請負者)	
(工事請負者)		(請負金額)	

(1) 実務経験証明書の番号

* 実務経験証明書の枚数と順番がわかるように番号を記入してください。

証明書が1枚の場合は1／1と、複数枚の場合は右側に全枚数を、左側に該当する証明書の番号を記入してください（記載例は2枚中1枚目の証明書の場合です。）。

(2) 証明書の日付

* 証明書の日付は、証明者が記載内容のすべてを確認し証明するときの年月日を記入してください。

(3) 証明者欄

* 証明者は、8.1項の表に示す者とし、証明しようとする実務経験期間に被証明者（以下「受検者」という。）と同じ勤務先に所属する者に限ります。

ただし、制度改正前の令和6年3月31日以前の工事または令和6年3月31日を含む施工中の工事については、現在の勤務先の代表者が証明することができます。

* 見込みの実務経験については、現在の所属先の代表者による証明に限るものとし、証明の期間は令和8年8月15日までに限ります。

* 証明者の勤務先名、勤務先の所在地・連絡先電話番号、証明者の役職および氏名を正確に楷書で記入してください。

* 建設業許可を受けている場合は、記載の該当業種に○をつけるか（）内に許可を受けている業種を記入し、下欄に建設業許可番号を記入してください。

(注) 建設業許可を受けていない者による証明の場合は、8.6項により必要な書類を添付してください。

(4) 被証明者(受検者)欄

- * 実務経験の証明を受ける受検者の氏名および生年月日を記入してください。
- * 受検者の所属部署、所属期間は、実務経験を証明しようとする期間内に受検者が所属していた部署とその期間を記入してください。
- * 証明する期間内に4ヶ所以上の部署に所属した場合は、4ヶ所目以降の実務経験については別の用紙に記入し証明者の証明を受けてください。勤務先が部署を設けていない場合は、勤務先名を記入してください。
- * 所属期間は、現在も所属中の部署については、その部署に所属となった年月日のみを記入してください。

8.5 (C-a票) 実務経験の記載

- * 証明する実務経験は、次表の受検資格の区分(I)～(III)のいずれかを満たす実務経験についてのものになります。なお、区分(I)および区分(II)は施工の管理、区分(III)は建設機械操作施工の実務経験に限ります。
- * 受検資格の実務経験は、「[5. 実務経験](#)」のとおり、当該種目の工事業に関する建設工事等における受検種別の建設機械施工に関する実務経験に限ります。
- * 実務経験証明書を、今回の受検種別に関する実務経験だけの証明書とする場合は、受検種別以外の実務経験の記載は省略することができます。
- * 今回の受検種別のほか、次年度以降に受検を予定する他の種別に関する実務経験証明書と兼用する場合は、それぞれの種別に関する実務経験を記載してください。他の種別を受検する際には、当該証明書の写しを実務経験証明書とすることができます。
- * 実務経験年月の考え方、本証明書への記載方法については、次の(1)～(10)および「[9. 実務経験年月の算出方法【新受検資格】](#)」を参考に、適切に記入してください。
- * [8.2項の①～③の該当者](#)で、短期間の実務経験を1年以内の所定の期間で一括して証明しようとする場合は、[9.2項](#)を参考に適切に記入してください。
- * 実務経験は、過去の工事から最新の工事までを順番に整理し記入してください。

受検資格の区分と実務経験の要件(「[4. 受検資格](#)」より)

受検資格の区分	受検資格となる実務経験
区分(I)	1級第一次検定合格後(合格発表後)における、受検種別に関する1年以上の施工の管理の実務経験
区分(II)	2級第一次検定合格後(合格発表後)における、受検種別に関する2年以上の施工の管理の実務経験
区分(III)	2級第一次検定の合格者であって、第一次検定合格前のものを含む受検種別に関する6年以上の建設機械操作施工の実務経験(当該施工の補助作業を含む。)

工事No.	証明事項					
	(建設工事の種類) とび・土工工事	(工事名) 工事A	(工事内容) 土工(2種)	(工事注文者) (株)□△○土木	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) ***,000,000円
1	(実務経験の種別) 第2種	(受検者の従事期間) H ⑧ 4年 8月～H ⑧ 4年 11月	(実務経験年月) 0年 3ヶ月	(受検者の従事内容・職名) 施工管理補助	(資格技術者名) 佐藤 浩一	(資格者証交付番号)
	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)

(1) 建設工事の種類

- * 建設工事の種類は、当該種目の工事業の請負工事で「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「舗装工事」のいずれかに限られます(相当する工事を含む。)。
- * 記載にあたり、「とび・土工・コンクリート工事」は「とび・土工工事」と省略することができます。
- * 建設業許可を必要としない小規模建設業者で、専ら当該種目の工事業の工事を請け負う者は、その工事の内容に応じて「土木一式工事」、「とび・土工工事」、「舗装工事」のいずれかを記入してください。この場合、[8.6項](#)により必要な書類を添付してください。
- * 当該種目の工事業以外の許可を有する者が、専門技術者を置いて附帯工事として行う当該種目の工事業の工事は、附帯工事であることがわかるように、「(附)とび・土工工事」、「(附)舗装工事」と記入してください。
- * 当該種目の工事業以外の許可を有する者が、その工事業の工事を建設機械施工により施工した場合は、その施工の内容に応じて、「とび・土工工事相当」、「舗装工事相当」として記入してください。

- * 発注者側の従業員または工事監理等業務受託者の従業員については、当該工事の請負者が有する許可業種として、「土木一式工事」、「とび・土工工事」、「舗装工事」のうち、いずれかを記入してください。民間事業者が発注者の場合は、当該工事の請負者に通知した監督員通知等の写しを添付してください。
- * [5.2項の\(1\)または\(2\)の建設工事に相当する工事等](#)は、その施工の内容に応じて「土木一式工事相当」、「とび・土工工事相当」、「舗装工事相当」として記入してください。この場合、[8.6項](#)により必要な書類を添付してください。

(2) 工事名

- * 契約書(注文書)の工事名または業務名としてください。下請負工事の場合は、その工事を下請負工事として発注した元請負者等と受検者の所属先とが取り交わす契約書の工事名としてください。
- * [8.2項の①～③の該当者](#)で、短期間の実務経験について1年以内の所定の期間で一括して証明しようとする場合は、[9.2項](#)により、その期間中の代表的な工事名と他の工事の件数を「○○工事(ほか○件)」と記入し、次の(3)および(4)についてはその代表する工事名の工事について記入してください。

(3) 工事内容

- * 受検者が担当した建設機械施工の内容がわかるように、「土工」、「基礎工」、「舗装工」のいずれかから1つまたは複数を記入したうえで、使用した建設機械のうち主な建設機械の種別を()書きで記入してください。
- * バックホウをアタッチメントにより杭打ち機として使用した場合は、「基礎工(第6種)」と記入してください。
- * 実務経験となる建設機械施工の工事は、原則として、[5.1項の表-2](#)に示す第1種～第6種の土工工事用、基礎工事用もしくは舗装工事用の建設機械を使用し施工したものに限ります。
- * とび・土工工事業および舗装工事業以外の専門工事業の工事を、第1種～第6種の建設機械を使用して施工した場合も、その施工の内容に応じて「土工」、「基礎工」、「舗装工」のいずれかに区分してください。これ以外の用途で建設機械を使用した場合は、新受検資格の実務経験とはなりません。

(例) 解体工事業として請け負う工事で、解体工事を第1種～第6種の建設機械を使用して行った場合、「土工」、「基礎工」、「舗装工」以外の用途であるため、新受検資格の実務経験とはなりません。

- * 土木一式工事においては、一式工事に含まれる専門工事業の工事を、第1種～第6種の建設機械を「土工」、「基礎工」、「舗装工」以外の用途で使用し施工した場合、その工事の期間を一式工事の施工の管理の実務経験とすることができます。この場合は、その施工の内容がわかるように記入してください。

(4) 工事注文者、工事請負者、請負金額

- * 当該工事(または代表工事)の契約書に記載の注文者名(発注者名)、請負者名(受注者名)、および請負金額(受注金額)を記入してください(金額は税込み額とします。)。
- * 下請負工事の場合、その工事を下請負工事として発注した元請負者が注文者、受検者の所属先の会社が請負者となります。

(5) 実務経験の種別

- * (3)欄に()下記で記載の種別のうち、実務経験とする種別を記入し、当該種別の実務経験について(6)以降を記入してください。
- * (3)欄で、1件の工事で複数の種別の実務経験証明を受ける場合は、工事No.を同じ番号としたうえで、種別ごとに実務経験を記入してください。ただし、各種別の実務経験の期間は重複できません([9.1項](#)を参照)。
- * 所定の期間内の実務経験を証明する場合は、1つの期間について工事No.を同じ番号としたうえで、種別名とともに業務従事比率を()書きで記入してください([9.2項](#)を参照)。

(6) 受検者の従事期間

- * 従事期間は、従事した工事の工期または主たる業務としての担当期間のいずれでもかまいませんが、主たる業務としての担当期間とする場合は、期間の重複がなく、(7)の実務経験年月と合致する必要があります。
- * 従事期間を従事した工事の工期とした場合は、工事ごとの期間の重複は問題ありませんが、(7)の実務経験年月を重複計上しないように注意してください。

(7) 実務経験年月

- * (6) の従事期間のうち、実際の実務経験年月（所定の期間の工事を一括して証明する場合は、その期間の実務経験年月）を記入してください。（6）の従事期間のうち、当該種別に関する実務経験を行わない月がある場合は、その月数は実務経験になりません。「9. 実務経験年月の算出方法【新受検資格】」を参考に、適切な実務経験年月を記入してください。

(8) 受検者の従事内容・職名

- * 「監理技術者」、「主任技術者」、「監理技術者補佐」として従事した場合はその職名を、それらの者のもとで施工の管理を担当した場合は「施工管理補助」と、建設機械操作施工のオペレータとして従事した場合は「オペレータ」、その補助者の場合は「操作施工補助」と記入してください。

(9) 監理技術者等名

- * 当該種目の工事業の許可建設業者は該当工事における監理技術者または主任技術者の氏名、当該種目の工事業以外の許可を有し当該種目の工事業の建設工事を附帯工事として行った場合は該当工事の専門技術者の氏名を記入してください。その他の者（建設業許可を必要としない軽微な建設工事等）は記入の必要はありません。
- * 下請負工事であって、建設業法第26条の3第1項に基づき元請負者の監理技術者等が当該下請負工事の管理を行う場合は、元請負者の監理技術者等名を記入してください。

(10) 資格者証交付番号

- * 記入不要です。

証明する被証明者の建設機械施工管理に関する実務経験（被証明者が受検資格とする実務経験の期間に限る。）						
工事No.	建設工事の種類	工事名	工事内容	工事注文者	工事請負者	請負金額
1 第2種	とび・土工工事	工事A	土工(2種)	(株)□△○土木	(株)□△○建設	* *,000,000円
2 第2種	とび・土工工事	工事B	土工(1,2,4種)	(株)○○△組	(株)□△○建設	* *,500,000円
2 第4種	舗装工事		舗装工(4種)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
3 第2種	とび・土工工事	工事C	土工(2種)	(株)○□土木(株)	(株)□△○建設	* *,800,000円
4 第2種	とび・土工工事	工事D	土工(2種)	(△○□建設(株))	(株)□△○建設	* *,900,000円
5 第2種	土木一式工事	工事E	一式工事(1, 2, 3, 4, 5, 6種)	(株)○○△組	(株)□△○建設	* *,500,000円
5 第4種				(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
5 第6種				(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
6 第1種	とび・土工工事(10%)	工事F(ほか2件)	土工(2種)	(株)□△○土木	(株)□△○建設	* *,000,000円
6 第2種	とび・土工工事(70%)			(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)

* 上記までの種別ごとの実務経験の合計を下欄に記入してください。（証明書が複数枚となる場合は、証明書1枚ごとにその合計を記入してください。）

合計欄	(証明期間)		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
	H (R) 4年 8月	H (R) 8年 2月	年	ヶ月	年	ヶ月	年	ヶ月
① 土木一式工事(相当工事を含む)合計			0 年	6ヶ月	0 年	2ヶ月	0 年	4ヶ月
② とび・土工工事(相当工事を含む)合計			0 年	1ヶ月	1 年	11ヶ月	年	ヶ月
③ 舗装工事(相当工事を含む)合計			年	ヶ月	年	ヶ月	年	ヶ月
①～③の合計			0 年	1ヶ月	2 年	5ヶ月	年	ヶ月
			0 年	3ヶ月	年	ヶ月	0 年	4ヶ月

(11) 工事No.

- * 証明する工事ごとに番号をつけてください。実務経験証明書が複数枚となる場合は、2枚目以降はその前の工事No.の続きからの番号で整理してください。
- * 記載例のNo. 2のように、1件の工事で2つの種類の建設工事の実務経験がある場合、No. 5のように1つの工事の中に複数の種別に関する実務経験がある場合、No. 6のように所定の期間内の複数の工事を一括で証明する場合は、それぞれ同じ工事No.とし、工事名等は上段のみ記入、下段は省略してください。

(12) 合計欄

- * この1枚の証明書に記載の実務経験（最大10件）について、その証明期間、建設工事の種類ごとの実務経験年月の合計、実務経験年月の合計を記入してください。
- * 記載例のNo. 6のように9.2項により従事業務比率を乗じて算出し、合計で小数点以下が生じた場合は、小数点以下を四捨五入し、月数を整数に丸めてください。ただし、各実務経験年月の合計が実際の実務経験年月を超えないように注意してください。
- * 実務経験証明書が複数枚となる場合は、1枚ごとの合計としてください。この場合、受検申請書（A票（裏））の実務経験内訳に、それぞれの実務経験証明書の内容を整理したうえで、その合計を記入してください。

◎実務経験証明書の作成日以降の見込みの実務経験について

- * 実務経験の証明は、原則として証明日までの実務経験としますが、証明日の翌日から令和8年8月15日までの見込みについても証明を受けることができます。
- * 見込みの実務経験を記入する場合は、「工事No.」の欄へ「見込み」と記入してください。
- * 見込みの実務経験は、すでに契約が締結されているなどの建設工事等で、確実性のあるものに限ります。また、証明者は、受検者の所属先の代表者に限ります。
- * 見込みの実務経験として予定していた業務に従事せず受検資格を満たさない場合は、令和8年8月15日までに「14.4受検の取り消し」により、受検の取り消しの手続きを行ってください。受検資格を満たさず第二次検定（実技）試験まで受検した場合、後日行政処分を受ける場合があります。

8.6 実務経験証明書への添付書類

- * 次のいずれかに該当する者は、「6. 提出書類」の一覧表に示す以下の書類を必ず添付してください。

受検者の区分	「6. 提出書類」の一覧表の提出書類
所属先が建設業許可を有しない者	⑪所属先が建設工事に相当する工事を行っていることを証する書類
派遣技術者 (派遣元の代表者による証明の場合)	⑫受検者が派遣先で実務経験に従事したことが確認できる書類

8.7 実務経験証明書の提出ができない場合の代替措置

本来の証明者となる者の所在が不明またはその者が証明を拒否し実務経験証明書を提出できない場合、当該証明書に代わる次の①～⑤の書類のすべてを提出することで実務経験の証明を行うことができます。

- ① 本来の証明者による実務経験証明が得られないことの理由書
- ② 受検者自らを証明者とする工事ごとの実務経験証明書（C-a票）
- ③ 本来の証明者が建設業を営んでいたことなどを証する書類
(例) 建設業許可に関する書類、閉鎖登記簿などの写し
- ④ 受検者と本来の証明者との関係を示す資料
(例) 雇用契約書、労働条件明示書などの写し
- ⑤ 受検者が従事した②の実務経験の内容を十分に推定できる資料
(例) 出張命令書、経費精算書などの写し

8.8 実務経験証明書のコピーの保存と利用について

- * 今回提出する実務経験証明書は、必ずコピーをとり保管するようにしてください。
- * 実務経験証明書は、建設機械施工管理技術検定の他の種別および建設機械施工管理技術検定以外の種目を受検する場合、それぞれの受検資格の要件に合致する実務経験については、今回提出する実務経験証明書のコピーを提出することで実務経験の証明を行うことができます。

9. 実務経験年月の算出方法【新受検資格】

実務経験証明は、原則として従事した工事ごとに証明するものとします。9.1項により、従事した工事について実務経験年月を適切に計上してください。

*次の①～③に該当する受検者については、最大12ヶ月間（1年間）を限度に、その期間に担当した工事の実務経験年月を一括して証明することができます。所定の期間の一括証明については9.2項を参照してください。

- ① 許可建設業許者の従業員
- ② 建設業許可を必要としない小規模建設業者であって、専ら当該種目の工事業（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業）の建設業を営む者の従業員
- ③ 当該種目の工事業に相当する5.2項の(1)または(2)の事業を経常的に営む者の従業員

(注1)	②および③の証明者は、該当する事業者であることを証する「6. 提出書類」の一覧表の⑪書類が必要です。
(注2)	一括で証明できる期間は最大で12ヶ月（1年）です。12ヶ月を超えての一括証明はできません。
(注3)	短期間の工事の実務経験が多い者で、これまでの実務経験が十分な方は、旧受検資格による証明がより簡潔です。 上記①～③以外の者も含め、これまでの実務経験を一括で証明することができます。詳細は10項をご覧ください。

9.1 工事ごとの実務経験の算出

*実務経験年月は月単位で整理します。各月に担当した工事が複数ある場合は、9.1.1項または9.1.2項のいずれかの方法により工事ごとにその実務経験月数を算出してください。

9.1.1 オペレータ、操作施工補助の実務経験（建設機械操作施工の実務経験）

*建設機械操作施工の実務経験は、受検資格の区分（III）により受検する場合の実務経験となります。

*区分（III）は、1級または2級第一次検定の合格前の実務経験を含め、受検種別について6年以上の実務経験が必要です。

*実務経験の対象となる建設機械操作施工は、5.1項表-2に示す第1種～第6種の建設機械を使用して施工する当該種目の工事業に関する工事です。第1種～第6種以外の機械による施工や、土工、基礎工、舗装工以外の用途での施工は実務経験なりません。

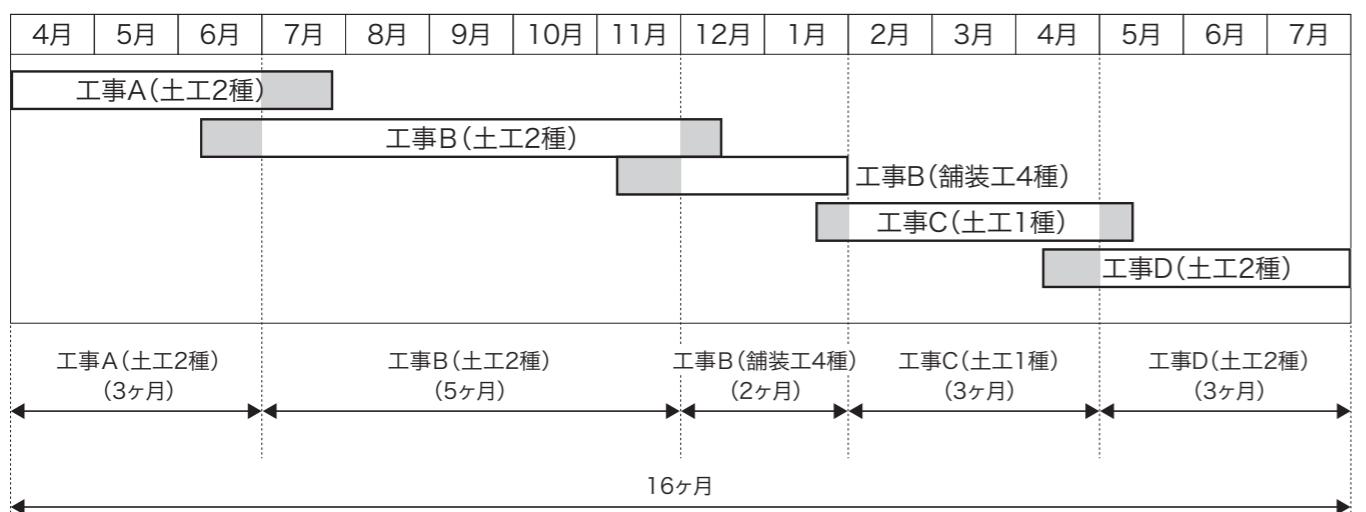
*実務経験の証明は、該当の工事に従事したときの所属先の代表者等を証明者としますが、令和6年3月31日以前の実務経験については、現在の所属先の代表者等の証明によることができます。

(注)最終学歴が高校以上となる者は、旧受検資格の方が必要となる実務経験年月を短縮できます。

（1）実務経験年月の整理

*事例は、第一次検定合格前の16ヶ月の期間中に、工事A～工事Dの複数の工事現場において第1種、第2種および第4種の建設機械のオペレータとして工事に従事した場合のもので、着色していない工事がその月の主たる担当業務（従事業務比率が最も大きな業務）とします。

*事例のように、業務が重複する月は、主たる担当の業務をその月の実務経験年月として計上してください。



（2）実務経験証明書の記載

*次の記載例を参考に、（1）の整理に基づき、従事した期間の順に工事Aから順に記入してください。

*工事Bのように、1件の工事で複数の業種や種別の業務を担当した場合は、工事No.を同じ番号として、それぞれの業務に区分して記入してください。

その場合、工事名等は最初の段のみに記載し以下は省略してください。ただし、複数の業種の工事のうち一方が専門技術者を置いて行う附帯工事の場合は、請負工事と附帯工事の担当の監理技術者等名をそれぞれの欄に記入してください。

*従事期間は、従事した工事の工期または主たる業務としての担当期間のいずれでもかまいませんが、主たる業務としての担当期間とする場合は、期間の重複がなく、右欄の実務経験年月と合致する必要があります。

*従事期間を従事した工事の工期とした場合は、工事ごとの期間の重複は問題ありませんが、実務経験年月を重複計上しないように注意してください。

証明する被証明者の建設機械施工管理に関する実務経験（被証明者が受検資格とする実務経験の期間に限る。）									
工事No.	証明事項								
1	(建設工事の種類) とび・土工工事	(工事名) 工事A	(工事内容) 土工(2種)	(工事注文者) (株)□△○土木	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) ***,000,000円			
	(実務経験の種別) 第2種	(受検者の従事期間) H(R) 3年 4月～H(R) 3年 7月	(実務経験年月) 0年 3ヶ月	(受検者の従事内容・職名) オペレーター	(監理技術者等名) 佐藤 浩一	(資格者証交付番号)			
2	(建設工事の種類) とび・土工工事	(工事名) 工事B	(工事内容) 土工、舗装工(2、4種)	(工事注文者) (株)○○△組	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) **,500,000円			
	(実務経験の種別) 第2種	(受検者の従事期間) H(R) 3年 6月～H(R) 4年 1月	(実務経験年月) 0年 5ヶ月	(受検者の従事内容・職名) オペレーター	(監理技術者等名) 大木 洋介	(資格者証交付番号)			
2	(建設工事の種類) 舗装工事	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)			
	(実務経験の種別) 第4種	(受検者の従事期間) H・R 年 月～H・R 年 月	(実務経験年月) 0年 2ヶ月	(受検者の従事内容・職名) オペレーター	(監理技術者等名) 同上	(資格者証交付番号)			
3	(建設工事の種類) とび・土工工事	(工事名) 工事C	(工事内容) 土工(1種)	(工事注文者) ○□土木(株)	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) *,800,000円			
	(実務経験の種別) 第1種	(受検者の従事期間) H(R) 4年 1月～H(R) 4年 5月	(実務経験年月) 0年 3ヶ月	(受検者の従事内容・職名) オペレーター	(監理技術者等名) 佐藤 浩一	(資格者証交付番号)			
4	(建設工事の種類) とび・土工工事	(工事名) 工事D	(工事内容) 土工(2種)	(工事注文者) △○□建設(株)	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) *,900,000円			
	(実務経験の種別) 第2種	(受検者の従事期間) H(R) 4年 4月～H(R) 4年 7月	(実務経験年月) 0年 3ヶ月	(受検者の従事内容・職名) オペレーター	(監理技術者等名) 佐藤 浩一	(資格者証交付番号)			

(注)この記載例は、他の記載例との整合のため、受検者を令和3年3月に高校を卒業した者とし、実務経験の開始を令和3年4月からとしていますが、オペレーターや施工管理補助の実務経験を受検資格とする区分（III）の実務経験年月は受検種別に関して6年以上が必要なため、当該受検者の第二次検定は最短で令和9年度になります。
最終学歴が高校卒以上の方は、旧受検資格であれば令和8年度の第二次検定の受検資格を満たす場合があります。

○土木一式工事におけるオペレーター（または操作施工補助）の実務経験

*土木一式工事は、原則として発注者から直接工事を請け負う元請負者の工事です。下請工事として複数の専門工事を一括で請け負い施工する場合は、それぞれの専門工事の実務経験として整理してください。

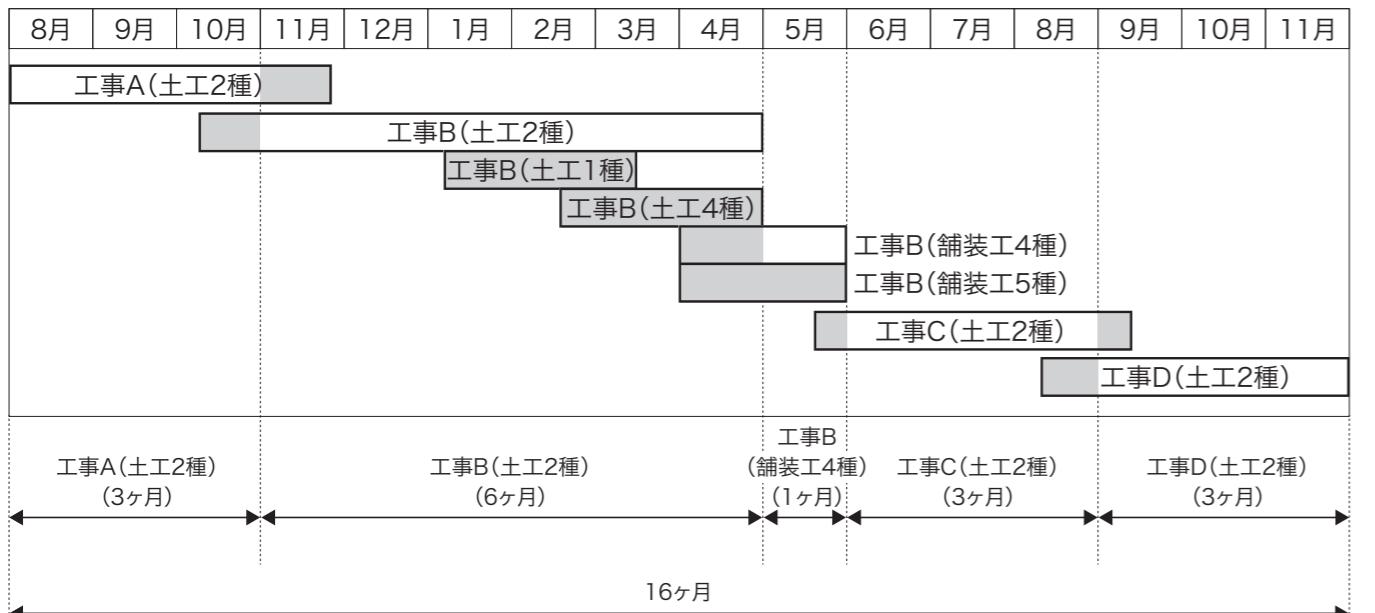
*土木一式工事の中で、元請負者が自ら施工した専門工事のうち、とび・土工工事や舗装工事においてオペレーター（または操作施工補助）として従事した場合に限り、建設工事の種類を「土木一式工事」としてください。

9.1.2 施工の管理の実務経験(一式工事以外の工事の実務経験)

- *施工の管理の実務経験は、受検資格の区分(I)および区分(II)により受検する場合の実務経験になります。
- *施工の管理の実務経験は、5.3項の(1)に示すように、建設機械施工にあたっての施工計画の策定～施工中の工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等に関する経験です。
- *事例は、とび・土工事業および舗装工事業の建設業許可を有する者が、工事A～工事Dを請け負い施工する場合のものです。(土木工事業については、9.1.3項をご覧ください。)
- *実務経験の証明は、該当の工事に従事したときの所属先の代表者等を証明者としますが、令和6年3月31日以前の実務経験については、現在の所属先の代表者等の証明によることができます。

(1) 各月の実務経験の整理

- *事例は、期間が重複する工事のうち着色していない工事が主たる担当業務の工事とし、()内が請負工事の業種(建設工事の種類)と使用した建設機械の種別とします。
- *工事Bは、1件の工事にとび・土工事業と舗装工事業の工事が含まれ、受検者がそれぞれの専門工事に従事した場合のものです。その場合は、それぞれを専門工事ごとに区分して実務経験年月を整理してください。
- *工事期間をすべて実務経験とするのではなく、工事期間中に受検者が実務経験となる業務以外を担当した月がある場合は、その月を実務経験期間から除外してください。
- *機械管理の実務経験は、その種別の建設機械が現場に搬入されてから搬出されるまでの機械管理の期間を実務経験として計上することができます。(受検者が機械管理の業務を担当した場合に限ります。)



(2) 実務経験証明書への記載

*次の記載例を参考に、(1)の整理に基づき、従事した期間の順に工事Aから順に記入してください。

証明する被証明者の建設機械施工管理に関する実務経験(被証明者が受検資格とする実務経験の期間に限る。)						
工事No.						
1	(建設工事の種類) とび・土工工事 (実務経験の種別) 第2種	(工事名) 工事A	(工事内容) 土工(2種)	(工事注文者) (株)△○土木	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) **,000,000円
	(受検者の従事期間) H(R) 4年 8月～H(R) 4年 11月	(実務経験年月) 0年 3ヶ月	(受検者の従事内容・職名) オペレータ	(監理技術者等名) 佐藤 浩一	(資格者証交付番号)	
2	(建設工事の種類) とび・土工工事 (実務経験の種別) 第2種	(工事名) 工事B	(工事内容) 土工(1,2,4種)	(工事注文者) (株)○○△組	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) **,500,000円
	(受検者の従事期間) H(R) 4年 10月～H(R) 5年 5月	(実務経験年月) 0年 6ヶ月	(受検者の従事内容・職名) オペレータ	(監理技術者等名) 大木 洋介	(資格者証交付番号)	
2	(建設工事の種類) 舗装工事 (実務経験の種別) 第4種	(工事名)	(工事内容) 舗装工(4種)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
	(受検者の従事期間) H・R 年 月～H・R 年 月	(実務経験年月) 0年 1ヶ月	(受検者の従事内容・職名) オペレータ	(監理技術者等名) 同上	(資格者証交付番号)	
3	(建設工事の種類) とび・土工工事 (実務経験の種別) 第2種	(工事名) 工事C	(工事内容) 土工(2種)	(工事注文者) ○□土木(株)	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) **,800,000円
	(受検者の従事期間) H(R) 5年 5月～H(R) 5年 9月	(実務経験年月) 0年 3ヶ月	(受検者の従事内容・職名) オペレータ	(監理技術者等名) 佐藤 浩一	(資格者証交付番号)	
4	(建設工事の種類) とび・土工工事 (実務経験の種別) 第2種	(工事名) 工事D	(工事内容) 土工(2種)	(工事注文者) △○□建設(株)	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) **,900,000円
	(受検者の従事期間) H(R) 5年 8月～H(R) 5年 11月	(実務経験年月) 0年 3ヶ月	(受検者の従事内容・職名) オペレータ	(監理技術者等名) 佐藤 浩一	(資格者証交付番号)	

*工事Bのように、1件の工事で複数の業種や種別の業務を担当した場合は、工事No.を同じ番号として、それぞれの業務に区分して記入してください。

その場合、工事名等は最初の段のみに記載し以下は省略してください。ただし、複数の業種の工事のうち一方が専門技術者を置いて行う附帯工事の場合は、請負工事と附帯工事の担当の監理技術者等名をそれぞれの欄に記入してください。

*受検者の従事期間は、従事した工事の工期または主たる業務としての担当期間のいずれでもかまいませんが、主たる業務としての担当期間とする場合は、期間の重複がなく、右欄の実務経験年月と合致する必要があります。

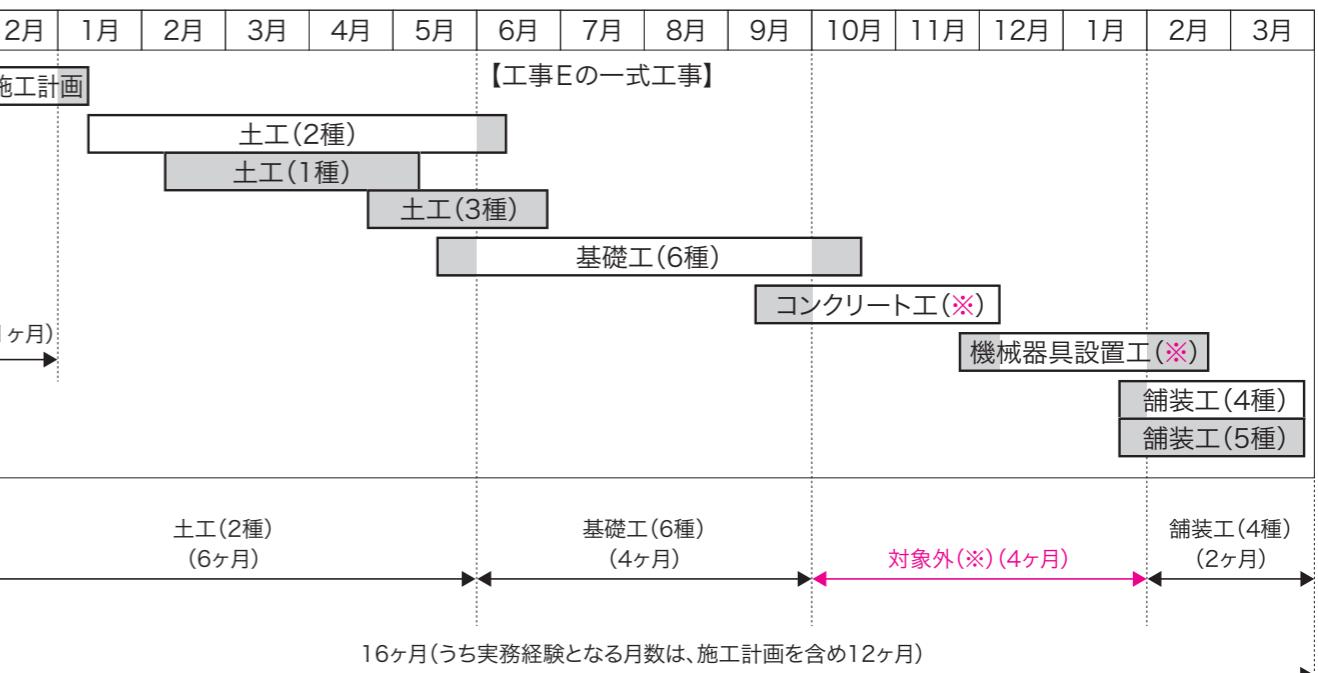
*従事期間を従事した工事の工期とした場合は、工事ごとの期間の重複は問題ありませんが、実務経験年月を重複計上しないように注意してください。

9.1.3 施工の管理の実務経験(土木一式工事の実務経験)

- *土木一式工事は、原則として発注者から直接工事を請け負う元請者の工事です。下請工事として複数の専門工事を一括で請け負い施工する場合は、9.1.2項により、それぞれの専門工事の実務経験として整理してください。

(1) 実務経験年月の整理

- *土木一式工事の実務経験では、一式工事として施工する専門工事(一式工事を除く27業種の工事)のうち、当該種目の実務経験である建設機械施工に該当しない専門工事の施工期間は、実務経験の対象となりません。
- *事例の一式工事(工事E)では、コンクリート工や機械器具設置工は、5.3項に示すとおり、建設機械施工に該当しない工事のため、その工事の従事期間を除外する必要があります。(注)
- *事例図の着色をしていない工事が各月の主たる担当業務の工事とし、施工計画については、一式工事の中で最も大きな従事業務比率の業務(事例では土工(2種)の業務)の実務経験として計上してください。
- *対象外(※)の工事を除く当該一式工事の実務経験年月は、施工計画を含め12ヶ月(1年)となります。



(注) 特殊工法等によりこれらの建設機械を使用し作業する場合は実務経験の対象とすることができますが、その作業内容を証明する書類の提出を求める場合があります。

(2) 実務経験証明書の記載

- *土木一式工事は工事No.を同じ番号とし、種別ごとに実務経験を整理して記入してください。
- *証明する種別の実務経験の合計は、当該一式工事についての従事期間から対象外の専門工事に従事した期間を差し引いた月数を超えることがないように注意してください。

証明する被証明者の建設機械施工管理に関する実務経験(被証明者が受検資格とする実務経験の期間に限る。)

工事No.	証明事項										
	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)	(実務経験年月)	(受検者の従事期間)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
5	土木一式工事 第2種	工事E	一式工事(1種、2種、3種、4種、5種、6種)	○○県□□□土木事務所	(株)□△○建設	***,500,000円			施工管理補助	大木 洋介	
5	(建設工事の種類) 第4種	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)	(実務経験年月)	(受検者の従事期間)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
5	(建設工事の種類) 第6種	H・R 5年	12月～H・R 7年3月	O年6ヶ月	H・R 0年2ヶ月		H・R 0年4ヶ月		施工管理補助	同上	
	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)	(実務経験年月)	(受検者の従事期間)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
	(実務経験の種別) 第6種	H・R 年	月～H・R 年	月	O年4ヶ月		H・R 年		施工管理補助	同上	

9.2 所定の期間内の実務経験の算出<8.2項の①～③の該当者>

* 8.2項の①～③に該当する受検者であって、実務経験となる各工事の工期が短い場合に12ヶ月(1年間)を限度として、その期間中の工事の実務経験を一括して証明する方法です。

* 派遣技術者については、派遣先の代表者が証明する場合に限ります。派遣元の代表者が証明する場合は9.1項により工事ごとに証明を行ってください。

(1) 実務経験年月の整理

* 証明しようとする期間内(12ヶ月以内に限る。)に受検者が従事した業務について、当該期間の月数に従事業務比率を乗じて実務経験年月を算出します。

* 従事業務比率は、受検者の就労記録や工事の実施工工程表等に基づき算出するものとし、四捨五入により10%単位に丸めてください。10%未満のものは切り捨て、他の業務を100%として整理することができます。

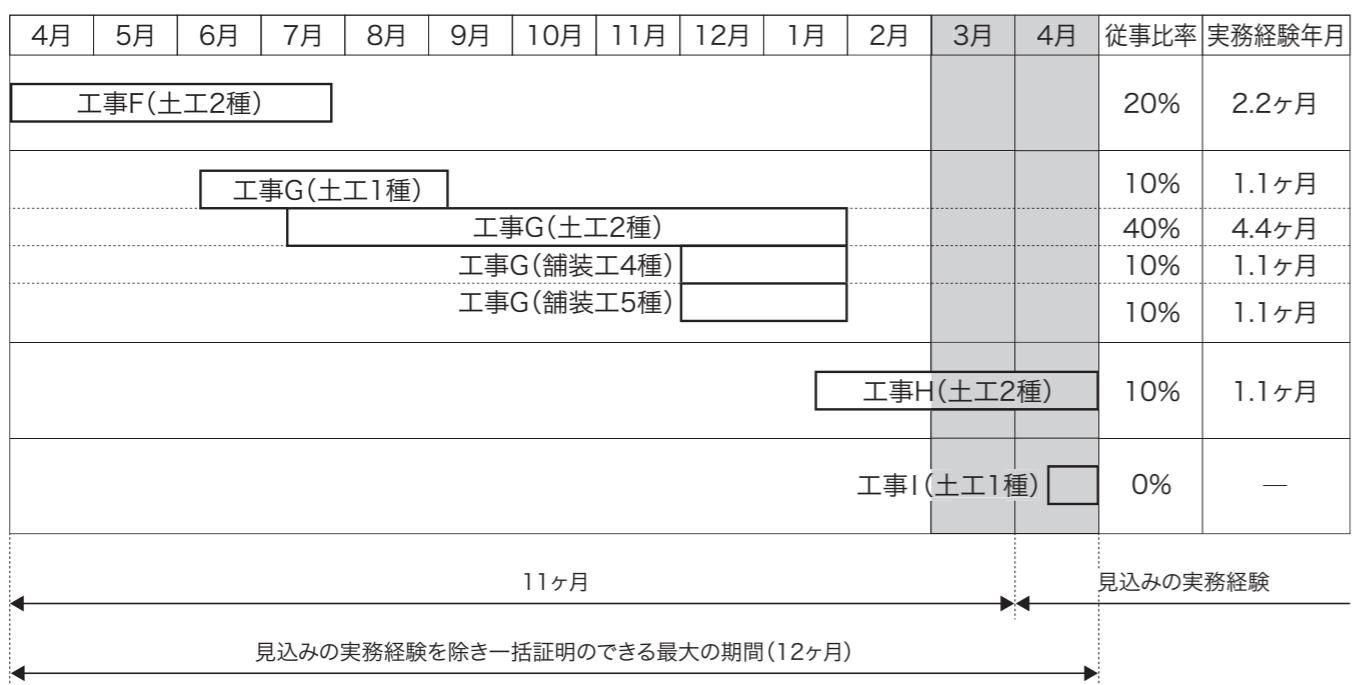
* 事例は、とび・土工工事業および舗装工事業の建設業許可を有する者が、工事F～工事Iを請け負い施工する場合のもので、実務経験期間が12ヶ月を超える場合は、証明期間を分割する必要があります。

* 事例は、4月～翌年の2月までの11ヶ月の期間と3月以降の期間に分割したときの、前半の11ヶ月分の整理の考え方を示しています。

* 工事Gのように、1件の工事にとび・土工工事業と舗装工事業の工事が含まれる場合は、従事した各専門工事の業種ごと、建設機械の種別ごとに区分して整理してください。

* 実務経験年月は、一括証明期間の11ヶ月に、それぞれの業務の従事比率を乗じて算出します。月数は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位に丸めてください。

* 事例の工事Hの3月以降の実務経験については、工事Iとともに次の一括証明期間で証明してください。



(2) 実務経験証明書の記載

* 次の記載例を参考に、一括証明期間中の実務経験を整理して記入してください。

工事No.	証明事項										
	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)	(実務経験年月)	(受検者の従事期間)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
6	とび・土工工事(10%)	工事F(ほか2件)	土工(2種)	(株)□△○土木	(株)□△○建設	***,000,000円					
6	とび・土工工事(70%)	工事F(ほか2件)	土工(2種)	(株)□△○土木	(株)□△○建設	***,000,000円	H・R 7年4月～H・R 8年2月	O年1.1ヶ月	施工管理補助	佐藤 浩一	
6	舗装工事(10%)	工事F(ほか2件)	土工(2種)	(株)□△○土木	(株)□△○建設	***,000,000円	H・R 7年4月～H・R 8年2月	O年1.1ヶ月	施工管理補助	佐藤 浩一	
6	舗装工事(10%)	工事F(ほか2件)	土工(2種)	(株)□△○土木	(株)□△○建設	***,000,000円	H・R 7年4月～H・R 8年2月	O年1.1ヶ月	施工管理補助	佐藤 浩一	
6	舗装工事(10%)	工事F(ほか2件)	土工(2種)	(株)□△○土木	(株)□△○建設	***,000,000円	H・R 7年4月～H・R 8年2月	O年1.1ヶ月	施工管理補助	佐藤 浩一	
6	舗装工事(10%)	工事F(ほか2件)	土工(2種)	(株)□△○土木	(株)□△○建設	***,000,000円	H・R 7年4月～H・R 8年2月	O年1.1ヶ月	施工管理補助	佐藤 浩一	

* 一括証明期間の実務経験は、工事No.は同じ番号とし、建設工事の種類、実務経験の種別ごとに段を変えて整理してください。

* 建設工事の種類の欄には、建設工事の種類とともに、それぞれの業務従事比率を()書きで記入してください。

* 工事F～工事Hのそれぞれで実務経験のある第2種については、その従事業務比率の合計(70%)を記入し、実務経験年月も合計年月を記入してください。

* 工事名の欄は、工事F～工事Hのいずれかの工事名を記入し、()書きで他の工事件数を「ほか2件」と記入します。工事内容～請負金額の欄は、工事名に記載した工事について記入してください。

* 受検者の従事期間の欄は、工事F～工事Hまでの従事期間を記入してください。

* 実務経験の種別、実務経験年月および受検者の従事内容・職名の欄は、省略せずそれぞれ記入してください。

* 監理技術者等名の欄は、工事名とした工事の技術者名を最初の段に記入してください。

9.3 見込みの実務経験の証明

* 8.5項により見込みの実務経験を証明する場合は、実務経験が見込まれる工事ごとに証明してください。

* 見込みの実務経験の証明期間は、最大で実務経験証明書の証明日から令和8年8月15日までとし、すでに契約が締結されているなどの建設工事等で、確実性のあるものに限ります。

* 見込みの実務経験を記入する場合は、「工事No.」の欄へ「見込み」と記入してください。

* 見込みの実務経験として予定していた業務に従事せず受検資格を満たさない場合は、令和8年8月15日までに「14.4受検の取り消し」により、受検の取り消しの手続きを行ってください。

受検資格を満たさず第二次検定(実技)試験まで受検した場合、後日行政処分を受ける場合があります。

9.4 合計欄の記載

* 実務経験証明書の下段にある合計欄には、8.5項(12)により、証明書1枚ごとに実務経験年月の合計を記入してください。

* 9.2項により実務経験年月が小数点第1位で計上されているものは、この合計欄で小数点第1位を四捨五入し整数としてください。四捨五入により、その合計年月に矛盾が生じる場合は、いずれかの実務経験年月を切り捨てて調整してください。

10. 実務経験証明書(C-b票)の記載方法【旧受検資格】

旧受検資格は、「[5. 実務経験](#)」のとおり、建設工事等における建設機械施工に関する実務経験として、施工の管理に関する実務経験のほか、当該工事で使用する建設機械のオペレータやその補助者としての経験も含みます。

また、最終学歴となる学校を卒業した後の実務経験が対象であり、1級第一次検定や2級第一次検定の合格前のものも実務経験となります。

10.1 実務経験の証明者

- * 実務経験の証明は、現在の勤務先の代表者※1が、所属部署における所属期間のうち該当する実務経験について、実際に従事した期間を実務経験年月として証明するものです。
- * 現在の勤務先となる前の実務経験についても、現在の勤務先の代表者が代表して証明することができます。
- * 現在の勤務先が建設業と関係のない業種の場合は、その勤務先の代表者を証明者とすることはできません。原則として、実務経験となる工事に従事したときの勤務先の代表者による証明してください。※2
- * 現在の勤務先がない場合は、実務経験となる工事に従事したときの勤務先の代表者による証明してください。※2

※1	勤務先の代表者は、原則としてその会社等の代表権を有する者(代表取締役社長等)、並びに代表者の代理として人事権を分掌する部署長等を含みます。なお、派遣技術者は派遣先、在籍型出向者は出向先の建設業者を勤務先とします。個人事業主は、自身が証明者となります。
※2	実務経験となる工事に従事したときの勤務先の代表者による証明が困難な場合は、受検者自身を証明者とすることができます。

10.2 実務経験証明書の様式

- * 原則として、当協会ホームページからPDF版をダウンロードし、それにより作成してください。パソコン環境によりダウンロードが困難な方は、本手引に同封の実務経験証明書(C-b票)をご利用ください。
- * 提出する証明書は、A3版サイズで印刷(片面印刷)してください。

当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」<https://jcmanet-shiken.jp/>

10.3 証明書の日付、証明者、受検申請者欄の記載

R08 2級	(1)	C-b票
2級建設機械施工管理技術検定実務経験証明書【旧受検資格】		
一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿		
下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。		
(1) ※受検番号 令和 8 年 3 月 5 日		
(2) 勤務先名、勤務先所在地、所属(部課名) (株)□△○建設 東京都 ○○区△△△1-1-1 代表取締役社長 川島 三郎 氏名 生年月日 証明者との関係 梶原 太郎 S(H)R 15年 11月 3日生 社員		
実務経験証明書		
(3) 工事種別 土工工事、基礎工事、舗装工事等の種別を記入してください。 (注) 建設機械施工は、第1種～第6種の土工工事用、基礎工事用、舗装工事用の建設機械を使用して施工する工事を対象としているため、工事種別は、原則として土工工事、基礎工事、舗装工事のいずれかとしてください。ただし、バックホウをアタッチメント交換により解体工事に使用した場合は解体工事と記入してください。		
(4) 工事内容 担当した建設機械の種別がわかるように、(2)欄の工事で使用した建設機械の種別に応じて「第○種施工」と記入してください。 業務に従事した期間中に担当した建設機械の種別が複数ある場合は、種別ごとに欄を変えて記入してください。この場合、実務経験年月は、担当した業務の従事業務比率により按分してください。 バックホウをアタッチメントにより杭打ち機として使用した場合は、「基礎工(第6種)」と記入してください。		
(5) 従事した立場 監理技術者または主任技術者となった場合はその職名を、それらの者のもとで施工の管理を担当した場合は「施工管理補助」、建設機械による操作施工を行った者は「オペレータ」、その施工の補助を行った者は「操作施工補助」と記入してください。これ以外の立場での経験は実務経験となりません。		
(6) 在職期間中の受検種別に関する実務経験 年月～年月は、勤務先の所属部署での在職期間を、()内は、その在職期間において記載欄の実務経験に実際に従事した年月を記入してください。		
(7) 在職期間中の受検種別に関する実務経験 年月～年月は、勤務先の所属部署での在職期間を、()内は、その在職期間において記載欄の実務経験に実際に従事した年月を記入してください。		

(1) 証明書の日付欄

- * 証明書の日付は、証明者が証明する最新の実務経験の証明日を記入してください。

(2) 証明者、受検申請者欄

- * 証明者の勤務先名、勤務先の所在地・連絡先電話番号、役職および氏名を楷書で正確に記入してください。
- * 受検申請者の氏名および生年月日は、住民票の記載に従い楷書で正確に記入してください。証明者との関係は、証明者が勤務先の代表者の場合は「従業員」、受検者自身が証明者となる場合は「本人」と記入してください。

10.4 (C-b票)記載欄と記載内容

所属した部署、工事種別、工事内容(使用機械の種別)、従事した立場ごとに欄を変えて、記載例を参考に、下記の要領で記入してください。

* 証明する実務経験は、受検資格を満たすことがわかる直近の実務経験だけではございません。

* 受検資格とする過去の経験から最新の経験までを順番に整理して記入してください。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
実務経験証明書				
No.	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種別に関する実務経験内容
1	(株)□△○建設	東京都 ○○区△△△1-1-1	工事2課	工事種別 工事内容 従事した立場
2	同上	同上	同上	土工工事 第1種施工 オペレータ R4・10～R5・9(0・4)
3	同上	同上	同上	第2種施工 オペレータ R4・10～R5・9(0・6)
4	同上	同上	同上	舗装工事 第4種施工 オペレータ R4・10～R5・9(0・2)
5	同上	同上	同上	工事1課 土工工事 第2種施工 施工管理補助 R5・10～R7・10(1・6)
				第4種施工 施工管理補助 R5・10～R7・10(0・7)
書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.25)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまで合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.26には記入しないでください。				
				合計 R4・10～R7・10(3・1)
				受検種別の単位小計 第(2)種に関して 2年 0ヶ月
以下は、書類作成日から令和8年8月15日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると受検資格を満たす場合に記入してください。				
No.	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種別に関する実務経験内容
26				工事種別 工事内容 従事した立場
				年月～年月(年ヶ月)
				受検種別の単位小計 第()種に関して 年ヶ月

(6) 合計

- *合計欄の年月～年月は、(5)に最初に記載した在職期間の年月の始まりから最後に記載した在職期間の年月の最終の年月を、()内には上記までに記載した実際の実務経験年月の合計を記入してください。
- *受検種別の単位小計欄には、受検種別とその実務経験年月を記入してください。受検種別が複数ある方は、その受検種別ごとに記入してください。
- *実際の実務経験の合計が、証明書に記載の従事期間の月数を超えていないか確認してください。従事期間が重複する月を二重計上するミスにより再提出が必要となる方がいらっしゃいます。十分注意してください。

(7) 見込みの実務経験

- *実務経験の証明は、原則として証明日までの実務経験としますが、証明日の翌日から令和8年8月15日までの見込みの実務経験についても証明することができます。
- *受検資格を満たすために見込みの実務経験が必要な場合は、この記入欄に記入してください。
- *見込みの実務経験は、すでに契約が締結されているなどの建設工事等で、確実性のあるものに限ります。
- *見込みの実務経験として予定していた業務に従事せず受検資格を満たさない場合は、令和8年8月15日までに「**14.4受検の取り消し**」により、受検の取り消しの手続きを行ってください。受検資格を満たさず第二次検定(実技)試験まで受検した場合、後日行政処分を受ける場合があります。

11. 実務経験年月の算出方法【旧受検資格】

旧受検資格の実務経験年月は、所属先の従事期間における当該受検種別の実務経験について、以下の11.1項～11.3項を参考に算出してください。

11.1 オペレータまたは操作施工補助者としての実務経験

(1) 実務経験年月の算出

- *事例は、オペレータとして12ヶ月間に従事した工事において、第1種、第2種および第4種の建設機械の操作施工を行った場合です(当該施工の補助者としての実務経験も同じ考え方です。)。
- *各建設機械の操作施工の実務経験年月は、この業務期間中の受検者の就労記録や実施工工程表等に基づき、各業務に従事した比率(以下「従事業務比率」という。)を、当該業務期間に乘じて算出します。
- *従事業務比率は、その期間の業務の合計を100%とし、四捨五入により10%単位に丸めてください。
- *算出した実務経験年月は、小数点を四捨五入し月単位に丸めてください。
- *算出した実務経験年月の合計が業務期間の月数を超える場合は、いずれかの業務の実務経験年月を切り下げる調整してください。

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	従事業務比率	実務経験年月
												30%	4ヶ月
												50%	6ヶ月
												20%	2ヶ月

12ヶ月

(2) 実務経験証明書(C-b票)の記載

- *勤務先名～在職期間中の受検種別に関する実務経験の記入要領は、10.4項の(1)～(5)を参照してください。
 - ・工事種別は、建設機械施工の内容がわかるように、土工工事、基礎工事、舗装工事、もしくは解体工事のいずれかを記入してください。
 - ・工事内容は、担当した業務における建設機械の種別がわかるように「第○種施工」と記入してください。
 - ・従事した立場は、「監理技術者」、「主任技術者」、もしくは「施工管理補助」のいずれかを記入してください。
- *所属部署、従事した工事の種別および工事内容(建設機械の種別)ごとに記入してください。
- *「在職期間中の受検種別に関する実務経験」の欄には、受検者が所属部署に所属した期間を、()内には(1)で整理した実務経験年月を記入してください。

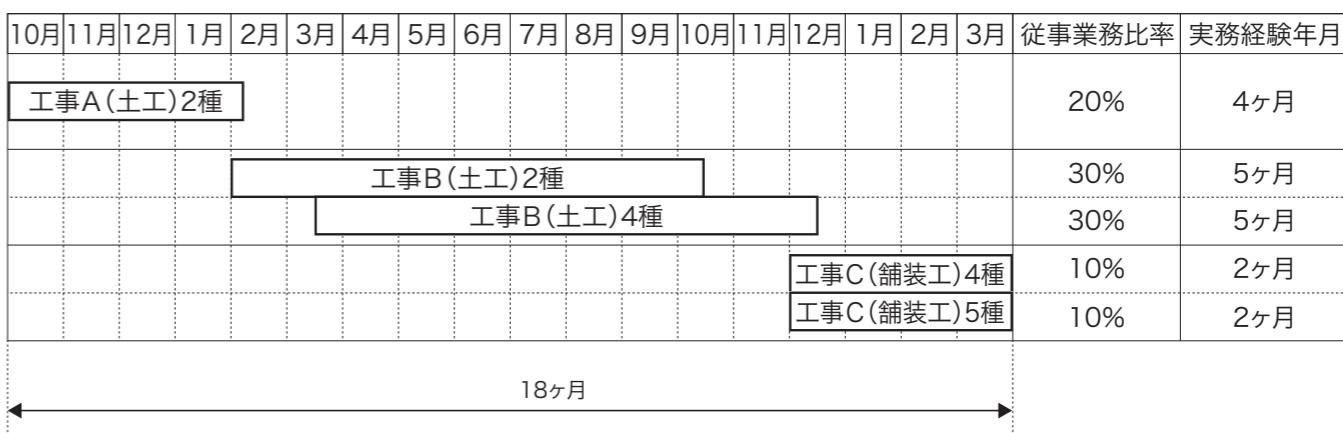
実務経験証明書						
No.	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	在職期間中の受検種別に関する実務経験内容	在職期間中の受検種別に関する実務経験	
				工事種別	工事内容	従事した立場
1	(株)△○建設	東京都○○区△△△1-1-1	工事2課	土工工事	第1種施工	オペレータ
2	同上	同上	同上	第2種施工	オペレータ	R4・10～R5・9 (0・6)
3	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	オペレータ
4						・～・(・)

(注) 所属(部課名)、工事種別、工事内容のいずれかが異なる場合は、それぞれ区分して記入してください。

11.2 施工の管理に関する実務経験(専門工事の実務経験事例)

(1) 実務経験年月の算出

- *事例は、とび・土工工事業および舗装工事業の許可建設業者の従業員として、工事A～工事Cに18ヶ月間従事した場合のものです。
- *各工事は、土工工事と舗装工事を第1種、第2種、第4種および第5種の建設機械を使用して行ったもので、当該工事の監理技術者等の下で、施工の管理に関する業務を行った事例です。
- *この業務期間中の実務経験は、11.1項と同様に、受検者の就労記録や実施工工程表等に基づき、従事した従事業務比率を求め、その従事業務比率を業務期間に乘じて実務経験年月を算出してください。
- *事例の工事Bや工事Cのように、1件の工事で複数の種別の建設機械による施工の管理を行った場合は、建設機械の種別ごとに従事業務比率を求めて整理してください。
- *算出した実務経験年月は、小数点を四捨五入し月単位に丸めてください。
- *算出した実務経験年月の合計が業務期間の月数を超える場合(事例では18ヶ月を超える場合)は、いずれかの業務の実務経験年月を切り下げる調整してください。



(2) 実務経験証明書(C-b票)の記載

- *勤務先名～在職期間中の受検種別に関する実務経験の記入要領は、10.4項の(1)～(5)を参照してください。
 - ・工事種別は、建設機械施工の内容がわかるように、土工工事、基礎工事、舗装工事、もしくは解体工事のいずれかを記入してください。
 - ・工事内容は、担当した業務における建設機械の種別がわかるように「第○種施工」と記入してください。
 - ・従事した立場は、「監理技術者」、「主任技術者」、もしくは「施工管理補助」のいずれかを記入してください。
- *「在職期間中の受検種別に関する実務経験」の欄には、受検者が所属部署に所属した期間を、()内には(1)で整理した実務経験年月を記入してください。

実務経験証明書						
No.	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	在職期間中の受検種別に関する実務経験内容	在職期間中の受検種別に関する実務経験	
				工事種別	工事内容	従事した立場
4	(株)△○建設	東京都○○区△△△1-1-1	工事1課	土工工事	第2種施工	施工管理補助
5	同上	同上	同上	同上	第4種施工	施工管理補助
6	同上	同上	同上	同上	舗装工事	施工管理補助
7	同上	同上	同上	同上	第5種施工	施工管理補助
8						・～・(・)

(注) 所属(部課名)、工事種別、工事内容のいずれかが異なる場合は、それぞれ区分して記入してください。

11.3 施工の管理に関する実務経験(土木一式工事の実務経験事例)

(1) 実務経験年月の算出

*事例は、土木一式工事における建設機械施工の施工の管理に関する業務に、監理技術者等の下で施工管理補助の業務として12ヶ月間従事する場合のものですが、3月の実務経験は実務経験証明書の日付（本事例では令和8年3月5日）以降のため、「見込みの実務経験」とし、2月までの11ヶ月について整理します。

*受検資格を満たすため、見込みの実務経験を加える必要がある場合は、3月の実務経験については見込みの実務経験欄で計上してください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	従事業務比率	実務経験年月
												40%	3ヶ月
												40%	3ヶ月
												—	対象外
												—	対象外
												20%	1ヶ月

実務経験期間(6ヶ月) → 実務経験対象外(4ヶ月) → (1ヶ月) → 実務経験期間

実務経験期間の合計(7ヶ月)

令和8年3月以降は見込みの実務経験

*一式工事では、施工する専門工事(一式工事を除く27業種の工事)のうち、建設機械施工の工事に該当しない工事は実務経験の対象から除外する必要があります。

*事例の場合、コンクリート工や機械器具設置工は、5.3項に示すとおり、建設機械施工に該当しない工事のため、その工事の従事期間の4ヶ月を除外します。**(注)**

*上記より、事例の実務経験期間は7ヶ月となり、実務経験年月はこの経験期間に、担当した工事の種別ごとの従事業務比率を垂じて算出します。

*従事業務比率は、受検者の就労記録や実施工程表等に基づき、対象とする実務経験期間(事例は8ヶ月)の業務の合計を100%とし、四捨五入により10%単位に丸めてください。

*算出した実務経験年月は、小数点を四捨五入し月単位に丸めてください。

*算出した実務経験年月の合計が業務期間の月数を超える場合(事例では7ヶ月を超える場合)は、いずれかの業務の実務経験年月を切り下げる調整してください。

(注) コンクリートポンプ車によるコンクリート打設、クレーンによる機械器具設置については、使用する建設機械が第1種～第6種の建設機械に該当しないため、建設機械施工の実務経験となりません。なお、特殊工法等により、これらの工事を第1種～第6種の建設機械により施工した場合は実務経験とすることができますが、その作業内容が確認できる書類の提出を求める場合があります。

(2) 実務経験証明書(C-b票)の記載

*勤務先名～在職期間中の受検種別に關する実務経験の記入要領は、10.4項の(1)～(5)を参照してください。

- ・工事種別は、建設機械施工の内容がわかるように、土工工事、基礎工事、舗装工事、もしくは解体工事のいずれかを記入してください。

- ・工事内容は、担当した業務における建設機械の種別がわかるように「第〇種施工」と記入してください。

*「在職期間中の受検種別に関する実務経験」の欄には、受検者が所属部署に所属した期間を、()内には(1)で整理し、実務経験年月を記入してください。

実務経験証明書						
No.	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	在職期間中の受検種別に関する実務経験内容		在職期間中の受検種別に関する実務経験
				工事種別	工事内容	従事した立場
8	(株)□△○建設	東京都 ○○区△△△1-1-1	工事1課	土工工事	第2種施工	施工管理補助
9	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	施工管理補助
10	同上	同上	同上	基礎工事	第6種施工	施工管理補助
11						

(注) 所属(部課名)、工事種別、工事内容のいずれかが異なる場合は、それぞれ区分して記入してください。

◎実務経験証明書への一括証明

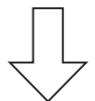
* 11.2項と11.3項の事例のように、勤務先および所属が変わらない場合、その部署での在職期間中の実務経験については、工事種別、工事内容、従事した立場ごとに一括して記入できます。

＜11.2項の実務経験＞

実務経験証明書						
No	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	在職期間中の受検種別に関する実務経験内容		在職期間中の受検種別に関する実務経験
				工事種別	工事内容	従事した立場 年月～年月(年ヶ月)
4	(株)□△○建設	東京都 ○○区△△△1-1-1	工事1課	土工工事	第2種施工	施工管理補助 R5・10～R7・3 (0・9)
5	同上	同上	同上	同上	第4種施工	施工管理補助 R5・10～R7・3 (0・5)
6	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	施工管理補助 R5・10～R7・3 (0・2)
7	同上	同上	同上	同上	第5種施工	施工管理補助 R5・10～R7・3 (0・2)

＜11.3項の実務経験＞

実務経験証明書									
No.	勤務先名	勤務先所在地	所 属	在職期間中の受検種別に関する実務経験内容			在職期間中の受検種別に関する実務経験		
			(部課名)	工事種別	工事内容	従事した立場	年 月～ 年 月(年 ヶ月)	年 月～ 年 月(年 ヶ月)	年 月～ 年 月(年 ヶ月)
8	(株)□△○建設	東京都 ○○区△△△1-1-1	工事1課	土工工事	第2種施工	施工管理補助	R7・4～R8・2(0・3)		
9	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	施工管理補助	R7・4～R8・2(0・1)		
10	同上	同上	同上	基礎工事	第6種施工	施工管理補助	R7・4～R8・2(0・3)		
11							・～・(・・)		



同一部署の在職期間中における実務経験（11.2項および11.3項の工事）を一括で証明する場合

実務経験証明書						
No	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	在職期間中の受検種別に関する実務経験内容		在職期間中の受検種別に関する実務経験
				工事種別	工事内容	従事した立場
4	(株)□△○建設	東京都 ○○区△△△1-1-1	工事1課	土工工事	第2種施工	施工管理補助
5	同上	同上	同上	同上	第4種施工	施工管理補助
6	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	施工管理補助
7	同上	同上	同上	同上	第5種施工	施工管理補助
8	同上	同上	同上	基礎工事	第6種施工	施工管理補助

12. 試験方法および内容

第二次検定は、受検しようとする種別の令和3年度以降の第一次検定の合格者であって、第二次検定の受検資格要件を満たす者を対象に、第二次検定(筆記)と第二次検定(実技)により行います。

12.1 試験方法

検定区分	試験方法	備考(試験日)
第二次検定(筆記)	四者択一式、マークシート方式	令和8年6月21日(日)
第二次検定(実技)	実機による操作施工	令和8年8月下旬～9月中旬

※第二次検定(筆記)の採点は、第二次検定(実技)の実施時期に合わせて行います。

12.2 第二次検定(筆記)

第二次検定(筆記)の検定科目と検定基準は次表のとおりです。試験は、第1種～第6種まで共通の試験として、四者択一式のマークシート記入方式で行います。

検定科目	検定基準
施工管理法	<ol style="list-style-type: none"> 主任技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定を適確に実施することができる応用能力を有すること。

12.3 第二次検定(実技)

第二次検定(実技)は、種別ごとに、実際の建設機械を使用し、所定のコース内での操作施工を行う実技試験により行います。

検定科目(種別)	検定基準
第1種 トラクター系建設機械操作施工法	<ol style="list-style-type: none"> トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種 ショベル系建設機械操作施工法	<ol style="list-style-type: none"> ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種 モーター・グレーダー操作施工法	<ol style="list-style-type: none"> モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第4種 締め固め建設機械操作施工法	<ol style="list-style-type: none"> 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第5種 舗装用建設機械操作施工法	<ol style="list-style-type: none"> 舗装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種 基礎工事用建設機械操作施工法	<ol style="list-style-type: none"> 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

実技試験で使用を予定する建設機械

検定科目(種別)		使用建設機械	規格
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザ	6～12t級
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル[バックホウ]	山積み0.28～0.45m ³ 級*
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	モータ・グレーダ	3.1m級
第4種	締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラ	10～12t級
第5種	舗装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャ	舗装幅2.5～4.5m級
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	アースオーガ	杭打機40～50t吊級

※操作方式は、JIS規格の「左操作レバー横旋回方式」です。操作方式の変更はできません。

13. 身体の不自由がある方の受検について

身体の不自由がある方については、受検の申込み時に当協会試験部までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ①車椅子による受検および付添者による介助についての配慮。(注1)
- ②試験会場までの自家用車の利用についての配慮。(注2)
- ③補聴器、拡大鏡等の使用の許可。
- ④注意事項等についての文字による説明。
- ⑤その他対応可能な身体の不自由への配慮。

上記の配慮にあたっては、受検における配慮の申請書を別途提出いただきます。また、事故防止等の観点から医師の許可書等を提出していただく場合もあります。

(注1)	第二次検定(筆記)については、試験中は付添者に退室していただきます。また、第二次検定(実技)では、受検者は実機に搭乗して実際の運転操作を行います。実機への乗降のための付添者による介助は許可となりますますが、それ以外の介助は許可されません。付添者の準備および必要な経費は受検者の負担となります。
(注2)	第二次検定(筆記)試験会場においては、試験会場に駐車場がない場合があります。その場合は、会場近くの駐車場を受検者により確保してください。

14. 申込み内容の変更、取り消し手続き

14.1 郵便物送付先住所の変更

受検の申込み後に郵便物送付先住所に変更を生じた場合は、70頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、当協会試験部あてにFAXで送信してください。

FAX送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

(注) FAXでの送信ができない方は、上記の書類を簡易書留により送付してください。この場合も、簡易書留により送付したことを当協会試験部に電話してください。なお、書簡の配達状況については、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。

14.2 氏名、本籍の変更

受検の申込み後に、婚姻等により氏名や本籍に変更を生じた場合は、70頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ提出してください。なお、氏名が変更の場合は、事実が確認できる戸籍抄本等の証明書類(原本)を同封し、当協会試験部あてに簡易書留で送付してください。

14.3 受検地の変更

受検地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により居住地が変わる等のやむを得ない理由であつて、試験会場での受入が可能な場合に限り受検地を変更することができます。

受検地の変更については、必ず事前に当協会試験部まで電話をし、変更理由と変更希望先を告げ、変更の可否について確認したうえで、変更可能な場合は、下記①～③の書類を簡易書留またはFAXで当協会試験部まで、次表の期限内に送付してください。なお、FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。簡易書留による場合の書簡の配達状況は、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。郵便の遅配により変更期限を過ぎた場合は、受検地の変更ができない場合があります。

(1) 提出書類

- ① 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届(70頁の書式をコピーし記入してください。)
- ② 変更理由を証明するもの(住民票の写し、転勤等の異動の辞令の写し等)^(注)
- ③ 受検票の写し(発送日前、発送後で未着の方は不要です。)

(注) 短期(概ね3ヶ月未満)の出張、旅行等は変更理由にはなりません。工事先等に3ヶ月以上派遣される場合は、所属先の異動辞令の写しのほか、従事する工事の件名および工期が確認できる書類の写しを提出してください。

(2) 提出期限

受検地の変更期限(下記の期限を過ぎての変更はできません。)		
第二次検定(筆記)	令和8年6月5日(金)	17時30分※必着
第二次検定(実技)	令和8年7月24日(金)	17時30分※必着

14.4 受検の取り消し

受検の取り消しを行う場合は、必ず事前に当協会試験部まで電話をし、71頁の「受検取消届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、簡易書留またはFAXで当協会試験部まで、次表の期限内に送付してください。FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。簡易書留による場合の書簡の配達状況は、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。郵便の遅配により取り消し期限を過ぎた場合は、受検の取り消しはできません。

受検の取り消し手続きを受理した方へは、試験事務手数料を差し引いたうえで受検手数料を返還いたします。

取り消し手続きの期限を過ぎた方および取り消し手続きを行わない方への受検手数料の返還はいたしません。当該受検者が受検されない場合は「欠席」となります。また、欠席者へは試験の合否通知はいたしません。

受検の取り消し期限(下記の期限を過ぎての取り消しはできません。)		
第二次検定(筆記)	令和8年6月5日(金)	17時30分※必着
第二次検定(実技)	令和8年7月24日(金)	17時30分※必着

15. 受検時の注意事項

15.1 第二次検定(筆記)

(1) 事前の準備～試験会場までの注意事項

- ① 試験会場は、必ず受検者自身の受検票により確認してください。地域によっては、試験会場が複数となる場合があります。勤務先が同じ受検者でも試験会場が異なる場合があります。
会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。
- ② 試験会場までは、できる限り公共交通機関をご利用ください。「駐車場有り」の会場でも満車となる場合があります。
試験中に駐車違反等で呼び出しを受けた場合、試験開始から所定の時間内は退室できません。また、一度退室した場合の再入室もできません。

(2) 当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、(3)②により再発行の手続きをしてください。
②筆記具	硬度がBまたはHBの黒鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム ^(※1、2)
③写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書 ^(※3)

※1	その他の筆記具(ボールペン等)は、マークシートの読み取り機が読み取れないため使用できません。
※2	通信機能や計算機能の付いた電子機器(電卓、スマホ等)は使用できません。
※3	試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、次の(3)②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

(3) 試験会場における注意事項

- ① 試験当日は、13時45分までに来場し、受付で試験室(受検番号で指定)を確認したうえで、14時00分までに入室をして、受検票を机の上に置いてお待ちください。
- ② 受検票を紛失または忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要です。
※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。
- ③ 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室および受検はできません。
なお、試験の終了時刻は変わりません(試験時間は短くなります。)。
- ④ 第二次検定(筆記)は、試験終了まで退室できません。
- ⑤ 試験会場は、原則として禁煙です。喫煙場所の指定がある場合を除き、会場周辺での路上喫煙を含め喫煙は行わないでください。試験監督者等が喫煙行為を認めた場合は、その受検者を失格とする場合があります。
また、喫煙行為の証拠として、受検者の行為を撮影する場合があります。本手引の表紙^(注2)のとおり、受検者は当該事項に同意し受検するものとみなします。
- ⑥ 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞄等にしまっておいてください。
- ⑦ 試験中は、許可された場合を除き、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。
- ⑧ 試験中は、試験監督者が受検者の目もとを確認できないようなサングラスおよび濃い色のメガネの着用は禁止します。メガネが必要な方は、透明もしくは薄い色のレンズのものを準備してください。
- ⑨ 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- ⑩ 不正行為があった場合や試験監督者の指示に従わない場合は、失格としたうえで退場させます。また、不正行為を行った受検者には、「16. 不正行為の禁止および措置」の措置を行います。
- ⑪ 試験問題は、試験日の翌日の9時30分から当協会ホームページにおいて公表いたします(掲載期間は1年を予定しています。)。
- ⑫ 試験問題の持ち帰りは、試験終了時刻まで受検していた者に限り許可します。途中退室の方は持ち帰りはできません。

(4) 試験の中止または試験時間の繰り下げ(緊急時の措置)

自然災害等により試験を中止する場合や試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。ホームページは、状況の変化に応じて適宜情報を更新いたします。

政府および自治体機関から自然災害等に関する情報が発せられた場合は、ホームページの最新情報を適宜確認するようお願いいたします。

公共交通機関の遅延などで不特定多数の受検者に影響がある場合も、試験時間の繰り下げを行う場合がありますので、ご確認をお願いします。試験時間の繰り下げがない場合も、試験開始から30分以内は受検できますので、会場までは行くようにしてください。

(5) 自然災害等の不可抗力による試験の中止について

① 全部の試験会場で中止の場合

同一年度内に再試験が可能な場合に限り再試験を行います。再試験を行わない場合は、受検手数料を返還いたします。

② 一部の試験会場で中止の場合

中止による再試験は行いません。該当者へは、受検手数料を返還いたします。

※ 損害の免責について

当協会は、上記による試験の中止を行った場合、受検手数料の返還を除き、試験の中止により受検者に生じる一切の損害について補償の責を負いません。

15.2 第二次検定(実技)

(1) 事前の準備～試験会場までの注意事項

試験日時と試験会場について、第二次検定(実技)の実施案内により確認してください。集合日時と試験会場は、受検者ごとに指定しています。同じ会社に複数の受検者がいる場合でも、日時や試験会場が異なる場合があります。

会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。

(2) 当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、次の(3)②により再発行の手続きをしてください。
②第二次検定(実技)実施案内	紛失された方は、事前に当協会試験部まで連絡してください。(※1)
③ヘルメット、作業服、安全靴	実技試験にふさわしい服装としてください。(※2)
④写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書(※3)

※1	受検者本人による電話連絡とします。紛失の旨を告げ、試験日時と試験会場について確認してください。FAX受信が可能な方へは、実施案内の写しをFAXで送信します。
※2	ヘルメットを着用しない方は受検できません。作業服は長袖のものが望ましいですが、半袖でもかまいません。安全靴はスニーカータイプのものでもかまいませんが、つま先が保護された適切なものとしてください。実技試験の実施にあたり安全上適切でない服装の方は、受検できない場合があります。
※3	試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、(3)②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

(3) 試験会場における注意事項

① 試験当日は、第二次検定(実技)の実施案内で指定した集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。試験日や集合時刻等は、受検者あての実施案内で確認してください。

② 受検票を紛失または忘れた受検者は、試験当日の受付で受検票の再発行の手続きをしてください。受検票の再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要です。

※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。

③ 試験会場の受付で当協会作成の名簿と受検票との照合を行います。名簿と照合できない受検者は受検できません。照合のため、受付で第二次検定(実技)の実施案内の提示を求める場合がありますので、実施案内は必ず持参してください。

④ その他の試験に関する注意事項については、試験当日に試験会場において説明をします。

(4) 試験の中止または試験の延期(緊急時の措置)

原則として雨天でも試験を実施します。ただし、大規模災害等の発生または災害発生が予想され試験を中止もしくは延期する場合は、当協会ホームページでお知らせします。詳細は、前項の(4)および(5)をご覧ください。

公共交通機関の遅延や突発事故等での道路渋滞により遅刻する場合は、試験会場または当協会試験部へ電話連絡をしてください。試験会場で試験の順番の入れ替え等の対応が可能な場合は、受検できる場合がありますので、確認してください。

16. 不正行為の禁止および措置

16.1 試験中の不正行為

(1) 不正行為

次の行為は禁止されています。次の行為を行った場合、退室および退場を命じ、失格とします。

- (ア) 受検申請者以外の者が代わりに試験を受けること。
- (イ) 試験に関係する内容が記載されたメモ等を利用できる状態に置くことや、他の人から答えを教わることをすること(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)。
- (ウ) 他の受検者の答案をのぞき見ること(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)。
- (エ) 他の受検者に答えを教えたり、禁止行為の手助けを行うこと(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)。
- (オ) 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。

(2) 不正行為への措置

上記(1)の禁止行為を行った場合、以下のような措置が取られる可能性があります。

- ・建設業法に基づく、最長3年間の受検禁止の処分
- ・刑法第233条その他の法令違反に関する刑事告訴

16.2 その他の不正行為

試験中の不正行為のほか、申請書類に虚偽記載がある等の不正の手段による受検が明らかとなった場合は、受検の停止や合格の取消の措置が行われます。この措置を受けると、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

不正行為に関係した者は、建設業法違反として処罰を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格により「建設業の許可」や「経営事項審査」を受けた場合および「技術者の配置」をしたときは、建設業法違反として処罰を受けることがあります。

不正行為については、必要に応じて国土交通省の立入による確認が行われます。受検のための申請書類の提出にあたっては、本受検の手引を参考に必要事項を適切に記入のうえ、受検者および実務経験証明書の証明者による確認を適切に行ってください。

また、試験会場では、試験監督者等からの注意事項を遵守するとともに、指示に従い適切に受検することを心がけてください。

※試験会場およびその周辺における喫煙等の迷惑行為について

近年、受検者による路上喫煙等の行為により、試験会場周辺の方々から苦情が寄せられ、試験会場の施設管理者から会場貸出を断られる事案が発生しております。そのため、受検者による迷惑行為は、今後受検しようとする方々への試験妨害の行為にもなると考え、会場および会場周辺で迷惑行為を行った受検者については、不正行為に対する措置と同等の措置を行う場合がありますので注意してください。

17. 合格発表、合否通知

(1) 合格発表(予定)

合格発表は、合格者の受検番号を掲示してお知らせします。下記の合格発表日は、本受検の手引作成時点での予定です。正式な発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

①第二次検定の合格発表	令和8年11月18日(水)
②合格者番号の掲示場所	一般社団法人 日本建設機械施工協会(本部、支部、ホームページ※)

※<https://jcmanet-shiken.jp/>

(2) 合否通知

合否通知は、受検者あてに郵便物送付先住所へ合格発表日に発送する予定です。合格発表日から数日しても通知が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部へ連絡してください。なお、試験を欠席した方へは合否の通知は行いません。

合否の区分	通知内容(合否通知は封書またはハガキにより送付します。)
合格者	①第二次検定合格通知書 ②第二次検定合格証明書交付申請書(※1)
不合格者	ハガキにより結果を通知します。 (欠席者には通知しません。)

※1 次項の「18. 合格証明書の交付申請手続き」により、合格証明書の交付申請を行ってください。交付申請書の提出先は、各合格通知書に記載してあります。

(3) 合否等の問合せ

合否および採点に関する問合せには一切応じられません。合否の確認は、上記(1)の掲示および(2)の通知により確認してください。

(4) 不合格者の再受検について

令和3年度以降の第一次検定合格者は、令和9年度以降に行われる第二次検定について、合格するまで再受検者として受検することができます。令和9年度に再受検する場合は、インターネット申請となるため、当協会ホームページから「インターネット申請」にアクセスして申込みをしてください。平成28年度～令和2年度までの学科試験合格者で令和8年度の第二次検定が1回目の受検者は、令和9年度に限り第二次検定を再受検者として受検できます。再受検者として受検するためには、令和3年度以降の第二次検定の受検票または不合格通知書の写しが必要です。通知は大切に保管してください。

平成28年度～令和2年度までの学科試験合格者で、令和8年度の第二次検定が2回目の受検で不合格となった者は、令和9年度以降は第一次検定から受検してください。

18. 合格証明書の交付申請手続き

2級建設機械施工管理技士として建設工事に従事する場合は、第二次検定の合格証明書の交付を受ける必要があります。合格通知書と一枚綴りの第二次検定合格証明書交付申請書(以下、「交付申請書」という。)により、同封の手続き案内に従い国土交通大臣あてに提出してください。

(1) 合格証明書交付手数料

合格証明書の交付手数料として、交付申請ごとに収入印紙(2,200円分)が必要です。

(2) 提出書類

合格通知書に同封の交付申請書を、受検者に関する事項に間違いがないか確認のうえ提出してください。受検申込み時から氏名、本籍を変更している場合は、交付申請書を訂正するとともに、変更事項が確認できる戸籍抄本等を同封してください。

(3) 提出先

交付申請書に記載の国土交通省が指定する「合格証明書交付申請書の送付先」へ、簡易書留で送付してください。
(注) 交付申請書の提出先は、当協会ではありません。当協会へ提出された場合は、原則として送料を受信人払いとする方法により返送させていただきます。当協会より転送を希望される場合は、別途事務手数料が必要となります。

19. 合格者の処遇

第二次検定の合格者は(合格証明書の交付を受けた者に限る。)、「2級建設機械施工管理技士(第〇種)(以下、「施工管理技士」という。)」の称号が付与され、以下の資格等を得られます。

19.1 建設業法に基づく資格

建設業法における「土木工事業」「とび・土工工事業」「舗装工事業」の業種で、次の①～④に示す有資格者になることができます。

- ① 建設業の許可を得る場合に必要な、営業所ごとに置く専任の技術者になります。(建設業法第7条関係)
- ② 特定建設業(土木工事業にあっては指定建設業)の許可を得る場合に必要な、営業所ごとに置く専任の技術者になります。(建設業法第15条関係)
- ③ 建設工事の施工に必要な、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者になります。(建設業法第26条関係)
- ④ 公共性のある工作物等に関する一定金額以上の重要な建設工事で、工事現場ごとに置くことが必要な、専任の主任技術者になります。(建設業法第26条関係)

19.2 その他の資格等

労働安全衛生法における次の資格または処遇を受けることができます。

(1) 特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格等(事業者を除く。)

労働安全衛生法で定める特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格(事業者を除く。)または必要な研修の一部免除を受けることができます。特定自主検査の対象となる建設機械等との関係は、次表のとおりです。

なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿およびステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める特定自主検査の資格等との関係

事業内検査の資格種類 検定区分等	車両系建設機械				高所作業車	不整地運搬車	フォークリフト
	整地・運搬・積込み・掘削及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用			
1級建設機械施工管理技士	○	○	○	△	△	○	△
	第1種	○	△	△	△	○	△
	第2種	○	△	△	△	○	△
	第3種	○	△	△	△	○	△
	第4種	△	△	○	△	○	△
	第5種	△	△	△	△	○	△
2級建設機械施工管理技士	△	○	△	△	△	○	△
	第6種	△	○	△	△	○	△

凡例 (○: 有資格者、 △: 検査者として必要な研修の一部を免除)

(1) 合格証明書交付手数料

合格証明書の交付手数料として、交付申請ごとに収入印紙(2,200円分)が必要です。

(2) 提出書類

合格通知書に同封の交付申請書を、受検者に関する事項に間違いがないか確認のうえ提出してください。受検申込み時から氏名、本籍を変更している場合は、交付申請書を訂正するとともに、変更事項が確認できる戸籍抄本等を同封してください。

(2) 運転技能講習等の免除

労働安全衛生法の定めにより、就業にあたり必要となる技能講習等について、建設機械施工管理技士は講習等の一部または全部の免除を受けることができます。検定区分等と免除される運転技能講習等の関係は、次表のとおりです。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める運転技能講習等との関係

検定区分等	技能講習等	技能講習						特別教育 ローラ	
		車両系建設機械			不整地運搬車	高所作業車	ショベルローダ	クレーン等	
		整地・運搬・積込み・掘削用	基礎工事用	解体用					
1級建設機械施工管理技士 (実技試験の選択科目別)	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	
	第3種	△	△	△	△	△	△	×	△
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	△
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	△
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△
2級建設機械施工管理技士	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△
	第3種	○	△	△	△	△	△	×	△
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	△
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	△
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△

凡例 (○ : 必要な講習・教育の全部を免除、 △ : 必要な講習科目の一部免除・時間短縮、 × : 免除なし)

(注1)	上表は、労働安全衛生法の運転技能講習規程および安全衛生特別教育からの抜粋です。建設機械施工管理技士の資格で従事できる業務の詳細については、最寄りの労働局または労働基準監督署に確認してください。
(注2)	地山の掘削作業主任者欄は、土止め支保工作業主任者にも適用となります。また、第二次検定(実技)の第5種で使用するアスファルト・フィニッシャの運転は、労働安全衛生法において就業制限を受ける業務の対象外となっています。
(注3)	法令の改正にともない適用が変わる場合がありますので、必要に応じて労働基準監督署等の厚生労働省関係機関へご確認ください。

20. 個人情報の取扱

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会および国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部(国土交通省および当該技術検定に係る業務の受託者を除く。)に対して一切公表または提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があつても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別および写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報およびそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求める個人情報(住民票に記載されたマイナンバーなど)については、当協会が管理するデータの対象外とします。

21. よくある質問

2級第二次検定【新しい検定制度についての質問】

Q 令和3年度～5年度の2級第一次検定の合格者ですが、第二次検定の受検資格はどうなりますか？

A 令和3年度～令和5年度の1級または2級第一次検定の合格者は、令和6年度以降の1級第一次検定の合格者と同様に、令和10年度までは新受検資格と旧受検資格のどちらでも受検できます。なお、令和11年度以降は新受検資格での受検に限られます。ただし、令和10年度までに第二次検定を受検した者は、令和11年度以降も再受検者として第二次検定を受検できます。詳細は、受検の手引の「4. 受検資格」をご覧ください。

Q 令和6年度以降に第一次検定から受検する場合、新受検資格を満たすまで第二次検定を受検できないですか？

A 経過措置により、令和10年度までは旧受検資格でも第二次検定を受検できます。旧受検資格は、最終学歴となる学校を卒業後の実務経験年数を資格要件としており、第一次検定の合格前に十分な実務経験を有していれば、第一次検定合格の翌年度以降に受検することができます。詳細は、受検の手引の「4. 受検資格」をご覧ください。

Q 令和2年度以前に2級学科試験に合格した者ですが、第二次検定を受検できますか？

A 平成28年度～令和2年度の2級学科試験の合格者のうち、以下のいずれかに該当する場合は、学科試験の合格年度を含む12年間に行われる連続する2回の第二次検定を、第一次検定の免除を受けて受検することができます。

- ・令和7年度に1回目の第二次検定を受検し不合格となった者(令和8年度の第二次検定に限る。)。
- ・令和7年度までに第二次検定または実地試験を1回も受検していない者。

(注)受検資格は、旧受検資格を満たす者に限ります。令和11年度以降に第二次検定を受検する場合も同じです。

Q 旧受検資格で受検し不合格となった場合、令和11年度以降は新受検資格で第二次検定の受検申込みしないとダメなのでしょうか？

A 令和11年度以降も再受検者として第二次検定を受検することができます。新受検資格での受検申込みの必要はありません。

(注)平成28年度～令和2年度の学科試験の合格者が合格年度を含む12年間に連続する2回の第二次検定を受検し不合格となった場合は、第一次検定からの受検となります。

Q 受検資格となる実務経験は、新受検資格と旧受検資格で違いはありますか？

A どちらも建設機械施工に関する実務経験を対象としますが、新受検資格では施工の管理に関する実務経験に限るなど、新旧の資格要件は異なっています。詳細は「5. 実務経験」をご覧ください。

Q 新受検資格の実務経験の証明は、原則として工事ごととありますが、それ以外にも証明の方法はあるのですか？

A 短期間の工事について、原則1年を限度として、その期間に担当した複数の工事の実務経験を一括して証明する方法もありますが、所定の要件を満たす者に限られます。詳細は「8. 実務経験証明書(C-a票)の記載方法【新受検資格】」をご覧ください。

Q 実務経験の証明は誰が行うのですか？

A 新受検資格では、受検者の実務経験時に所属する勤務先の代表者(人事権を有する者を含む。)または証明する工事の監理技術者、主任技術者または附帯工事の専門技術者による証明が必要です。旧受検資格は、

現在の勤務先の代表者がそれまでの実務経験を代表して証明することができます。詳細は「[8. 実務経験証明書\(C-a票\)の記載方法【新受検資格】](#)」をご覧ください。

Q 以前に勤務していたときの実務経験を受検資格としたいのですが、そのときの勤務先の代表者による証明が必要ですか？

- A ・新受検資格での受検の場合は、令和6年3月31日以前または令和6年3月31日を含む施工中の工事については、現在の勤務先の代表者による証明とすることができます。
・旧受検資格により受検する場合は、そのすべてを現在の勤務先の代表者が一括して証明することができます。

Q 制度改正により試験問題が変わるのでですか？

- A 2級第二次検定(筆記)試験の出題分野、出題数、出題形式などはこれまでと変わりありません。

Q これまでの技術検定の合格者と処遇の違いはありますか？

- A 合格者の処遇はこれまでと変わりありません。2級第二次検定の合格者の処遇については受検の手引の「[19. 合格者の処遇](#)」をご覧ください。

2級第二次検定【受検申込みについての質問】

Q 第一次検定と第二次検定を同年度に受検することはできないのですか？

- A 第二次検定の受検は、第一次検定の合格者に限ります。したがって、同年度に第一次検定と第二次検定を受検することはできません。

Q 申込みに必要なものはどのようなものですか？

- A 受検の手引に同封の申請書類、実務経験証明書、写真票などのほか、住民票や1級または2級第一次検定もしくは2級学科試験の合格を証する書類などが必要となります。新規受検者と再受検者で異なるほか、受検資格を新受検資格と旧受検資格のいずれとするかにより提出書類が変わります。
詳細については、新規受検者は、本手引の「[6. 提出書類](#)」を、再受検者は、令和8年度から、原則、当協会ホームページからのインターネット申請による受検申込みとなりますので、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」をご覧ください。

Q 提出する住民票や写真是古いものでも大丈夫ですか？

- A 住民票は申請時から6ヶ月以内に交付を受けたもの、写真是申請時から6ヶ月以内に撮影したものを持参してください。卒業証明書については古いものでもかまいません。
詳細は受検の手引の「[6. 提出書類](#)」をご覧ください。

Q 申込期限までに必要な書類が揃わない場合はどうすればよいですか？

- A 原則として、申込みに必要な書類はすべて準備のうえ、申込期限までに専用の封筒により簡易書留で提出してください。ただし、住民票や卒業証明書などの公的機関の交付する書類に限り、やむを得ない事情により提出が間に合わない場合は、事前に連絡いただければ該当の書類について所定の期間まで延期できる場合があります。他の書類は必ず期限内に提出してください。
なお、必要な記載事項に多くの空欄や不備がある申込みについては受付しません。

Q 申込みは専用の封筒でなければダメですか？

- A 受付審査を的確に行う必要から、受検の手引に同封の専用封筒により簡易書留で送付してください。
申請書類は、専用封筒により、受検種目、検定区分、受検地ごとに個別に保管し審査を行います。他の方法により送付された場合は、送料を受信人払いとする方法により返送させていただきます。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

- A 訂正箇所に二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 申込み後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

- A 受検の手引の「[14. 申込み内容の変更、取り消し手続き](#)」をご覧いただき、「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」の様式に必要事項を記入し、「当協会試験部あて」に送付してください。

Q 受検地を変更したいのですが、どうすればよいですか？

- A 原則として受検地の変更はできません。ただし、転勤、転職、婚姻等で居住地が変わる等のやむを得ない理由の場合であって、希望先の受検地で受け入れが可能な場合に限り受検地を変更できる場合があります。
受検地変更については、事前に当協会試験部あてに電話で確認してください。

Q 現在失業中です。実務経験証明書の証明はどのように行えばいいですか、勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

- A 実務経験時の勤務先の代表者による証明が困難な場合は、受検者自身による証明を行うことができますが、新受検資格と旧受検資格で方法が異なります。
新受検資格は受検の手引の「[8.7 実務経験証明書の提出ができない場合の代替措置](#)」を、旧受検資格の場合は受検の手引の「[10.1 実務経験の証明者](#)」をご覧ください。

Q 人材派遣による実務経験は有効ですか？

- A 施工の管理を行う技術者としての実務経験は有効ですが、それ以外については、労働者派遣法第4条において、「建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に直接従事した業務をいう。）」では労働者派遣事業を行ってはならないと規定されています。

Q 他の施工管理技術検定との実務経験期間の重複について教えてください。

- A 他の種目の受検資格となる実務経験についても、その内容が当該種目の実務経験となる建設機械施工に該当する場合は、当該種目の実務経験とすることができます。また、その実務経験を他の種目の実務経験とすることができます。なお、実務経験については新受検資格と旧受検資格で内容に異なる点があります。
詳細は受検の手引の「[5. 実務経験](#)」をご覧ください。

2級第二次検定【試験および合否発表等についての質問】

Q 受検票はいつ発送されますか？

- A 第二次検定(筆記)試験の受検票の発送は令和8年5月29日(金)、第二次検定(実技)試験の受検票は令和8年7月15日(水)を予定しています。
第二次検定(筆記)試験は令和8年6月5日(金)、第二次検定(実技)試験は令和8年7月22日(水)の午前中までに受検票が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問合せを行ってください。

Q 試験会場はいつ分かるのですか？

- A 第二次検定(筆記)試験会場は受検票に記載します。また、受検票発送予定日2週間前頃を目安に、当協会ホームページ「建設機械施工管理技術検定」で、お知らせします。
第二次検定(実技)試験は受検票に同封する「実施案内」で試験会場(住所も記載)とともに試験の日時(午前・午後の別)をお知らせします。

Q 試験問題の公表はどうしていますか、当日に試験問題の持ち帰りはできますか？

- A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表します。2級第二次検定(筆記)の正答は11月の合格発表時に試験問題と合わせて公表します。
当日の試験問題の持ち帰りは、その試験の終了時刻まで受検していた者に限り認められています。途中退室者については、不正防止の観点から持ち帰りは認められていません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

- A 当協会は試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

- A 内容については、一切お答えできません。前回試験の第二次検定(筆記)試験問題は当協会ホームページで試験日の翌日から1年間掲載しておりますのでご覧ください。

Q 第二次検定(実技)試験はどのような試験ですか？

- A 受検者が申込時に選択した種別の建設機械を実際に操作していただく試験です。試験での操作内容等の説明については当日の試験会場で行います。
試験で使用する建設機械は、受検の手引の「12.3 第二次検定(実技)」をご覧ください。また具体的な機種については第二次検定(実技)試験の受検票に同封の「実施案内」に記載しております。

Q 第二次検定の合格基準はどのようなものですか？

- A 第二次検定は、第二次検定(筆記)試験と第二次検定(実技)試験のそれぞれに合格基準があり、両者の合格基準を満たすことで合格となります。
国土交通省から事前に公表された合格基準は下記のとおりです。なお、試験実施後に合格基準が変更となる場合があります。その場合は国土交通省から合格基準の変更について公表されます。
・第二次検定(筆記)：得点が満点の60%以上
・第二次検定(実技)：得点が満点の70%以上

Q 合格発表日が受検の手引では「予定」となっていますが、正式な発表日はいつ決まりますか？

- A 採点作業等の遅れが生じる場合も想定されるため、現時点の合格発表日は予定の日程としています。合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 第二次検定に合格すると建設機械の運転ができるのですか？

- A 合格した操作施工法の科目(実技試験に使用する建設機械)により労働安全衛生規則で定められた運転技能講習が免除となります。
免除を受けられる技能講習については、受検の手引の「19.2(2)運転技能講習等の免除」をご覧ください。
技能講習の免除の詳細は最寄りの労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

- A 特定自主検査の詳細は、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等にお問い合わせください。
第二次検定の合格者の資格および免除を受けられる研修については、受検の手引の「19.2(1)特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格等(事業者を除く。)」をご覧ください。

2級第二次検定【旧受検資格についての質問】

Q 高校を卒業しています。実務経験は18年ありますので卒業証明書は要らないですか？

- A 最終学歴を高校卒業とする受検資格要件で受検する場合は卒業証明書の提出が必要です。学歴にかかわらず「その他の者」の受検資格要件で受検する場合は、卒業証明書の提出は不要です。

Q 卒業した学校が廃校になったのですが、卒業証明書はどうすればよいですか？

- A 法律により卒業証明書の交付事務を引き継いだ機関があるはずです。卒業された学校所在地の教育委員会へ問い合わせて確認してください。

Q 現在の氏名が卒業証明書に記載の氏名から変わったのですが、どうすればよいですか？

- A 卒業証明書とともに、氏名変更の事実が確認できる戸籍抄本等もご提出ください。

【その他の質問】

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

- A 下記に、電話でお問合せください(お問合せの際は、おかげ間違いないようお願いいたします。)
問合せは、受検の手引の記載についての不明な点、または受検の申請に際し受検の手引に記載のない事項についてのものに限ります。受検の手引を読まないまでの質問は堅くお断りいたします。
・当協会試験部 03-3433-1575(受付時間：平日の9:30～12:00、13:00～17:30) なお、土・日曜日および祝日は休業日です。

国外の学歴（指定学科以外）の誓約書

（様式1）
大学卒業相当者

誓 約 書

一般社団法人日本建設機械施工協会 会長 殿

私は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 1 項の規定に基づく技術検定の受検申請に際し提出した卒業証明書が、技術検定の受検資格を定める告示（※）に規定する日本国外の学校教育課程を修了したことを証明すること及びその和訳が原本と相違ない内容を示すものであることを誓約します。

国外の学歴（指定学科以外）の誓約書

（様式2）
高校卒業相当者

誓 約 書

一般社団法人日本建設機械施工協会 会長 殿

私は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 1 項の規定に基づく技術検定の受検申請に際し提出した卒業証明書が、技術検定の受検資格を定める告示（※）に規定する日本国外の学校教育課程を修了したことを証明すること及びその和訳が原本と相違ない内容を示すものであることを誓約します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日

現住所

氏名

現住所

氏名

- ※・建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 97 号）第 1 号の 6
- ・建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 99 号）第 1 号ト
- ・建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 100 号）第 2 号ト

（この誓約に虚偽があった場合、「合格の無効」又は「受検の無効」となる場合があります。）

- ※・建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 97 号）第 26 号の 2 又は第 26 号の 3
- ・建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 99 号）第 1 号ム
- ・建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 100 号）第 2 号ム

（この誓約に虚偽があった場合、「合格の無効」又は「受検の無効」となる場合があります。）

国外の学歴（指定学科）の大臣認定申請書

(様式 1)

(申請日) 令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

技術検定受検資格認定申請書（国外学歴）

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第5条第1項第6号、第5条第2項第1号ハ、第5条第2項第2号ハ、第5条第2項第3号ハ又は第5条第2項第4号ハの規定により、技術検定の下記の種目について受検資格の認定を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

(1) 申請者（受検者）に関する情報

フリ ガナ 氏名（日本語）						
Name (English)						
住 所	〒 一 (電話番号 ー ー)					
生年月日	昭和・平成 年 月 日	国 種				

(2) 受検種目及び級（該当するもの1か所に○を付けること）

種目	建設機械	土木	建築	電気工事	管工事	電気通信工事	造園
1級							
2級							

(3) 学歴に関する情報（大学院を除く最終学歴を記入すること）

学 校 名						
学部・学科名						

(4) 実務経験に関する情報（受検日前日時点）

受検種目に関する実務経験年数（日本における）	年	ヶ月
------------------------	---	----

国外の学歴（指定学科）の大臣認定申請書

(様式 2)

(作成日) 令和 年 月 日

履修科目一覧

氏 名

1. 申請者氏名および学校名、学部・学科名

申 請 者	〇〇 〇〇		
学 校 名	〇〇〇大学	学部・学科名	〇〇学部 〇〇学科

2. 履修科目一覧

成績証明書の原本に記載されている科目について、時間数と単位数を記入して下さい。

	授業科目	時間数	単位数
1	〇〇〇〇	〇〇	〇〇
2	〇〇〇〇	〇〇	〇〇
3	〇〇〇〇	〇〇	〇〇
4	〇〇〇〇	〇〇	〇〇
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
:	:	:	:
合 計		〇〇	〇〇

記入の仕方

- 時間数はすべて実時間で記入してください。
- 実習・実験・演習がある場合には、科目名の欄に各々実習・実験・演習と記入してください。
- 単位数は、総時間数（実時間数による）から下の計算方法により求めた数値を記入してください。
- 時間数が成績証明書の原本に記載されていない場合も、時間数の記入が必要です。

講義の場合 総時間数 ÷ 15

演習の場合 総時間数 ÷ 30

実習・実験の場合 総時間数 ÷ 45

(様式2)

記入例

(作成日) 令和 年 月 日

履修科目一覧

1. 申請者氏名および学校名、学部・学科名

申請者	○○ ○○		
学校名	○○○大学	学部・学科名	○○学部 ○○学科

2. 履修科目一覧

成績証明書の原本に記載されている科目について、時間数と単位数を記入して下さい。

	授業科目	時間数	単位数
1	ミャンマー語	70	5
2	英語	544	37
3	数学	544	37
4	測量	136	10
5	測量（実習）	102	3
6	製図1	42	3
7	製図2	42	3
8	コンクリート工学	42	3
:	:	:	:
40	高速道路と交通工学	170	12
41	土木施工技術と経済学	170	12
42	施行監督と人事管理	170	12
合計		7414	443

記入の仕方

- 時間数はすべて実時間で記入してください。
- 実習・実験・演習がある場合には、科目名の欄に各々実習・実験・演習と記入してください。
- 単位数は、総時間数（実時間数による）から下の計算方法により求めた数値を記入してください。
- 時間数が成績証明書の原本に記載されていない場合も、時間数の記入が必要です。

講義の場合 総時間数 ÷ 15

演習の場合 総時間数 ÷ 30

実習・実験の場合 総時間数 ÷ 45

(様式3)

(作成日) 令和 年 月 日

履歴書

申請者			
-----	--	--	--

学歴

入学	卒業	学校名	所在国名
○○年○月	○○年○月	○○○○ 小学校	○○○○
○○年○月	○○年○月	○○○○ 中学校	○○○○
○○年○月	○○年○月	○○○○ 高等学校	○○○○
○○年○月	○○年○月	○○○○ 大学	○○○○

職歴

入職	退職	会社名等	所在国名
○○年○月	○○年○月	○○○○	○○○○
○○年○月	○○年○月	○○○○	○○○○
○○年○月	○○年○月	○○○○	○○○○
○○年○月	○○年○月	○○○○	○○○○

注意

- 同様の記載があれば別様式の履歴書でも可。

年号は全て和暦で記入すること。（例：令和〇年）

令和8年 月 日

令和8年度 2級建設機械施工管理技術検定

第二次検定受検資格確認申請書

第一次検定の合格年度または前回の第二次検定受検年度	第二次検定の受検資格を満たす者として受検した第一次検定、または前回の第二次検定の受検年度 令和 年度		
	受検地・受検番号※1	受検地	受検番号
住所（現在）	フリガナ		
	〒	—	
住所（当初）※2	フリガナ		
	〒	—	
氏名	フリガナ		
旧氏名※3	フリガナ		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
確実に連絡のとれる電話番号 ※できるだけ複数の連絡先を記入してください。	第1	(自宅・会社・携帯)	— —
	第2	(自宅・会社・携帯)	— —
	第3	(自宅・会社・携帯)	— —
領収証請求の有無※4	あり · なし		

※1：本申請書の提出前に、受検者本人が当協会試験部へ連絡して必ず確認してください。

※2：最初の受検時から住所が変わっている場合は、最初の受検時の住所を記入してください。

※3：最初の受検時から氏名に変更のあった方は記入してください。

※4：定額小為替1,000円の領収証を希望される方は、「あり」を〇で囲み、返信用封筒に送付に必要な額の切手を貼付し、宛名を記入のうえ申請書類に同封してください。同封がない場合、領収証は送付いたしません。

○本申請書は、再受検者として申込書類に添付する受検票等を紛失した方のものです。

○本申請書の提出にあたっては、必ず受検者本人が当協会試験部へ連絡し、再受検であることを確認してください。

○申請は、この頁をコピーし、必要事項を記入のうえ「定額小為替1,000円」とともに、他の申請書類と合わせて簡易書留で送付してください。

○一度送付いただいた「定額小為替1,000円」は、いかなる場合でも返金できません。

問合せ先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部 TEL 03-3433-1575 ※平日9:30~12:00、13:00~17:30 受付
------	--

令和8年 月 日	
令和8年度 2級建設機械施工管理技術検定（第二次検定） 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届	
第二次検定（筆記）の受検希望地（申込時）	受検番号（注1）
フリガナ	
氏名（申込時）	(氏) (名)
生年月日	
昭和 平成	年 月 日
(注1)：受検票に記載（筆記試験は令和8年5月29日、実技試験は令和8年7月15日発送予定）。未着等で不明の場合は、記入不要です。	
※以下の変更事項の該当番号に「〇」をつけて、必要事項を記入してください。	
①郵便物送付先住所の変更（郵便物届け先としていない現住所の変更は、届け出不要です。）	
フリガナ	
住所（注2）	(〒 — —)
電話番号	(TEL — — —)
(注2)：郵便物送付先を会社とする場合は、会社名も記入してください。	
②氏名の変更（戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留で送付してください。）	
フリガナ	
氏名（変更後）	(氏) (名)
上記申込時の氏名から左記氏名に変更	
③本籍の変更	
旧本籍（都道府県名）	→ 新本籍（都道府県名）
※同一の都道府県内での変更は届け出不要です。	
④受検希望地の変更	
第二次検定（筆記） (当初)	第二次検定（実技） (変更)
(変更理由)	
⑤その他の変更	
問合せ先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部 (TEL 03-3433-1575)
FAX送信先（注3）	03-3433-0401 (一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (上記試験部あて)
(注3)：FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。	

令和8年 月 日

(参考) 1級および2級第二次検定の受検資格に係る技術検定の合格年月日

令和8年度 2級建設機械施工管理技術検定受検取消届（第二次検定）

一般社団法人日本建設機械施工協会会長殿

都合により、下記の技術検定の受検を取り消します。

検定試験	2級建設機械施工管理【第二次検定】
取り消し種別	<input type="checkbox"/> 第1種・ <input type="checkbox"/> 第2種・ <input type="checkbox"/> 第3種・ <input type="checkbox"/> 第4種・ <input type="checkbox"/> 第5種・ <input type="checkbox"/> 第6種
※1 受検地または受検番号	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	
※2 送付先住所	〒

※1 受検票送付前の方は「第二次検定（筆記）試験の受検地」を、受検票が送付された方は「受検番号」を記入してください。

※2 送付先が所属会社の場合は、会社名まで記入してください。

署名

※署名は受検者が自筆で、正確に楷書で記入してください。

問合せ先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部 (TEL 03-3433-1575)
FAX送信先(注)	03-3433-0401 (一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部あて)
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 (上記試験部あて)

(注) : FAX送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

○日付は送付日とし、必ず記入してください。

○郵送の場合は、簡易書留で送付してください。

○所定の期日までに取消届を受理した方へは、事務手数料を差し引いたうえで、取消を行った検定試験の受検手数料を、上記の送付先住所へ現金書留により返還します。

1級第一次検定（年度別の合格年月日）

検定年度	合格年月日
令和3年度	令和3年8月4日
令和4年度	令和4年8月2日
令和5年度	令和5年7月31日
令和6年度	令和6年7月29日
令和7年度	令和7年7月28日

2級第一次検定（年度別の合格年月日）

検定年度	合格年月日
令和3年度(第1回)	令和3年8月4日
令和3年度(第2回)	令和4年3月9日
令和4年度(第1回)	令和4年8月2日
令和4年度(第2回)	令和5年3月8日
令和5年度	令和5年7月31日
令和6年度	令和6年7月29日
令和7年度	令和7年7月28日

2級学科試験（年度別の合格年月日）

検定年度	合格年月日
平成28年度	平成28年8月3日 (旧受検資格により、令和9年度までの連続する2回の第二次検定を受検可)
平成29年度	平成29年8月2日 (旧受検資格により、令和10年度までの連続する2回の第二次検定を受検可)
平成30年度(第1回)	平成30年8月2日 (旧受検資格により、令和11年度までの連続する2回の第二次検定を受検可)
平成30年度(第2回)	平成31年3月8日 (旧受検資格により、令和11年度までの連続する2回の第二次検定を受検可)
令和元年度(第1回)	令和元年8月1日 (旧受検資格により、令和12年度までの連続する2回の第二次検定を受検可)
令和元年度(第2回)	令和2年3月9日 (旧受検資格により、令和12年度までの連続する2回の第二次検定を受検可)
令和2年度	令和3年3月9日* (旧受検資格により、令和13年度までの連続する2回の第二次検定を受検可)

*令和2年度は新型コロナの影響により、第1回および第2回の受検申込み者を合わせて学科試験を行っています。

